

茨木市 都市整備部 都市政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8-13

電話：072（620）1660 メール：toshi@city.ibaraki.lg.jp



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

茨木市都市計画マスタープラン

2025 ▶ 2035

(案)

令和6年（2024年）10月21日時点

茨木市

(市長あいさつ文)

目 次

序 章 これからの茨木の都市づくりについて

- 1 都市計画マスタープランとは..... 序- 2
- 2 これからの都市づくりに向けた背景 序-10
- 3 これからの都市づくりの視点..... 序-20

第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

- 1 市民と共に創るまちの姿 1- 1
- 2 都市づくり戦略..... 1- 5

第2章 全体構想

- 1 将来都市構造 2- 1
- 2 分野別の都市づくりの方針 2- 3

第3章 地域別構想

- 1 地域づくりの方針..... 3- 1

第4章 共創のまちづくりの進め方

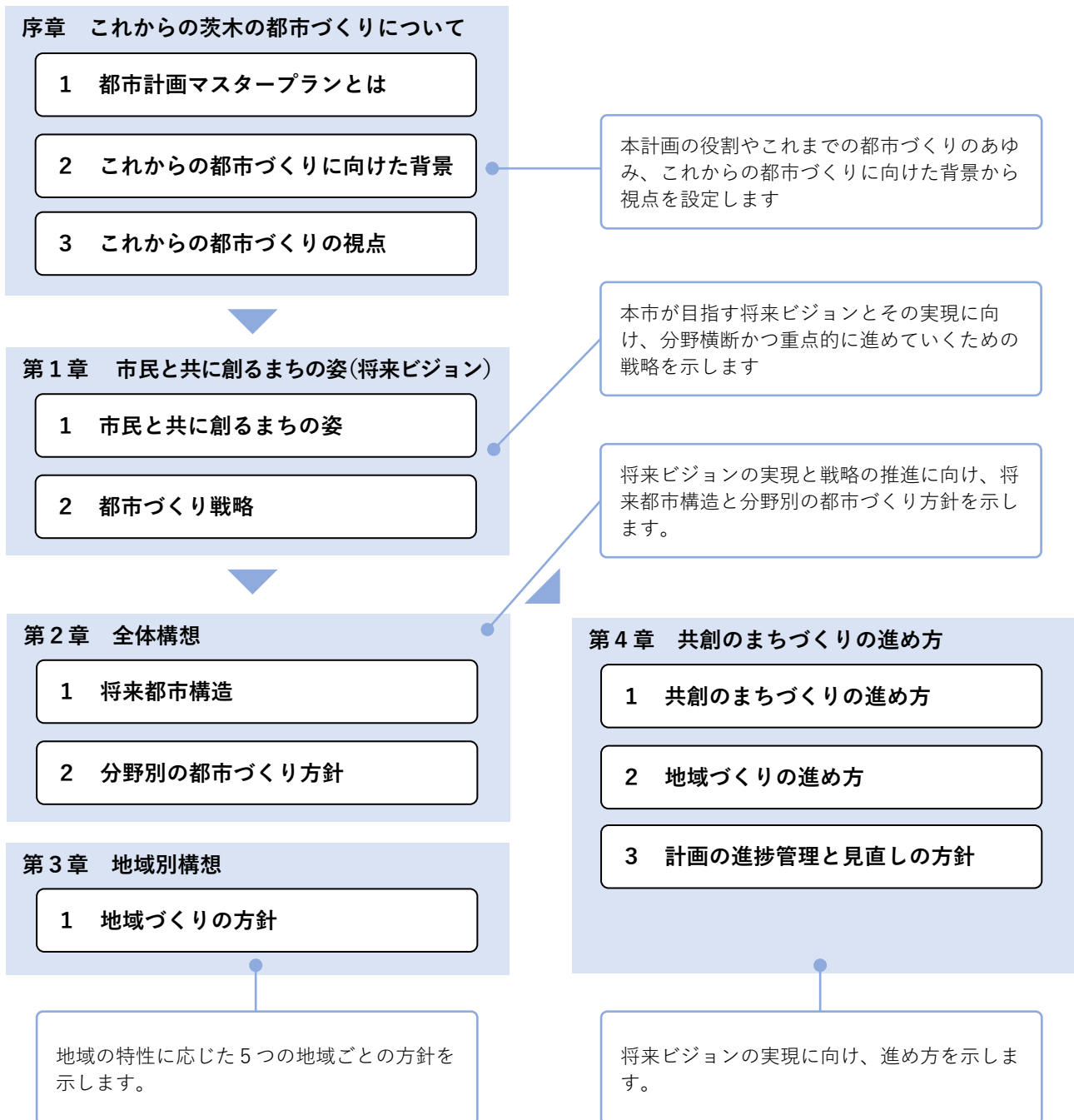
- 1 共創のまちづくりの進め方 4- 1
- 2 地域づくりの進め方 4- 4
- 3 計画の進捗管理と見直しの方針 4- 8

参考資料

- 1 策定までの経過..... 資- 1
- 2 用語集..... 資- 3

■全体構成について

本計画は以下のように構成しています。



■用語の使い分けについて

★は現行計画から追加した用語

文章中の用語について、以下のように使い分けを行います。その他専門的な用語については、参考資料の「2 用語集」に説明を記載しています。

都市計画	法や制度としての都市計画や学問領域、理論をさす場合に使用。
都市づくり	都市計画や都市整備など、市として大きな方針に係わる活動をさす場合に使用。
地域づくり ★	特定の地域を対象にした都市づくりに関わる活動、及び地域住民を主体とした地域の環境改善に関する活動をさす場合に使用。
まちづくり	住民や民間事業者、大学、行政などの多様な主体による主体的で継続的な環境改善に関する活動をさす場合に使用。
地域住民	一定の地域の居住者を想定する場合に使用。
市民	市内居住者全般を指す場合に使用。
市民など	市内居住者だけでなく、在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々をさす場合に使用。

■序章の構成と各章との関連性について

序章の構成と第1章との関連性を以下に示します。

序章 これからの茨木の都市づくりについて

1 都市計画マスタープランとは

(1) 茨木の都市づくりのあゆみ

- ① 茨木市基本計画（昭和34年策定）
- ② 第1次都市計画マスタープラン（平成10年策定）
- ③ 第2次都市計画マスタープラン（平成19年策定）
- ④ 第3次都市計画マスタープラン（平成27年策定）

(2) 位置づけ

(3) 役割

(4) 目標年次

2 これからの都市づくりに向けた背景

(1) 茨木の特・魅力

- ① 山半分・まち半分の地勢
- ② 市民活動・地域活動がさかん
- ③ 恵まれた交通環境と暮らしやすい生活環境
- ④ 知的資源や文化資源が豊富

(2) 社会情勢の変化

- ① 人口減少・少子高齢化への対応
- ② 激甚化・頻発化する自然災害への対応
- ③ 官民の既存ストックの利活用
- ④ ひと中心のまちづくり
- ⑤ 環境保全と持続可能な都市づくり

(3) 市民ニーズ

- ① 定住意向
- ② 住み続けたい理由
- ③ 幸せや豊かさを感じる“場所・場面”
- ④ 地域のまちづくりへの満足度と期待度
- ⑤ 市全体でのまちづくりの取組について
- ⑥ まちづくりへの興味・関心について

3 これからの都市づくりの視点

(1) 特性・魅力を活かす視点

- ① “山”と“まち”の強みを活かす
- ② 市民参加の持続と派生
- ③ 生活圏と交通ネットワークの維持・充実
- ④ 産官学民の多様な主体によるまちづくりの実践

(2) 変化に対応する視点

- ① 地域コミュニティの持続
- ② 災害に強く安全・安心な都市
- ③ 暮らしの質の向上と暮らしやすさの維持・充実
- ④ ひと中心のまちづくり
- ⑤ 自然と共生する持続可能なまちづくり

第1章

市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

序 章

これからの茨木の都市づくりについて

1 都市計画マスタープランとは

(1) 茨木の都市づくりのあゆみ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民が考える理想のまちの姿の実現を目指し、市民の暮らしを支える都市計画や都市整備の方向性を定め、その実現に向けた具体的な方針を定めた計画です。

本市では、平成 10 年（1998 年）に初めて都市計画マスタープランを策定しました。策定にあたっては、中学校区単位での説明会を行うなど、市民の参加を重視することで、計画の認知につなげました。その後、平成 19 年（2007 年）の改定では、策定プロセスにおいて多くの市民に参加してもらい、まちの将来像の共有を図りながら、地域特性に応じた都市づくりを進めてきました。また、平成 27 年（2015 年）の前回改定では、総合計画と連動した策定プロセスにより、広く市民の意見を聴くとともに、本市の発展に大きく寄与してきた大規模工場の移転に伴う土地利用転換への対応などを進めてきました。

この計画はおおむね 10 年間で計画の期間として定めていますが、この間の都市計画を取り巻く動向の変化に目を向けると、少子高齢化などの進展による本格的な人口減少が目前に迫りつつあります。また、地球環境問題は深刻さを増し、既存ストックの老朽化など、限られた財源のなか、持続可能な都市づくりに向けた取組を進めていく必要があります。さらには、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災以降、平成 30 年（2018 年）には大阪北部地震を経験するほか、台風により大雨の被害に見舞われるなど、自然災害は激甚化・頻発化の傾向にあり、災害への備えが都市づくりの重要な課題であることを再認識しました。

一方で、本市の都市づくりに目を向けると、市の中心部では、老朽化した主要な施設の整備にあたって、市民会館跡地エリア活用の取組を開始し、ワークショップや社会実験を実施しながら、具体的な施設を「つくる」プロセスへの市民参画を進め、令和 5 年（2023 年）に文化・子育て複合施設「おにクル」が開館しました。この取組に象徴されるように、「つくる」プロセスへの市民参画を通して、施設やまちを「つかう」ことや市民などの多様な主体が「つながる」といった、人とプロセスを重視した取組を進めてきました。

このように、時代の変化を的確に捉えながら「計画的な都市づくり」を着実に進めてきたことと、計画当初より大切にしてきた「市民参加による計画づくり」によるプロセスの蓄積を土台にしながら、人や活動、地域のつながりをさらに広げ、深めることで、“考える”から“共に創る”共創のまちづくりへと発展させ、多様な主体と共に、市民と“共に創る”都市づくりを進めていくべく、今回の改定を行うことにしました。

①茨木市基本計画（昭和 34 年策定）

本市における計画的な都市づくりの取組として、昭和 34 年（1959 年）に作成した「茨木市基本計画」があります。この計画は、アメリカのデトロイト・マスタープランを手本に、田園都市論に加え近隣住区という考え方を基本としており、当時の最新の都市計画（住区毎の人口・小学校配置、水と緑の軸など）の考え方が詰まったものでした。

高度成長期において都市化が進む中、将来のまちの姿を描いた計画でしたが、当時の緊迫した財政事情から、計画を全て実現することができませんでした。しかし、当時からある「計画的な都市づくりを進めていこうという意志」は、今も受け継がれています。



昭和 14 年 (1939 年)	・ 茨木都市計画区域の指定
昭和 16 年 (1941 年)	・ 安威川と茨木川の合流（茨木川が田中町以南で廃川となる）
昭和 23 年 (1948 年)	・ 市制を施行し「茨木市」となる（茨木町・春日村・三島村・玉櫛村の 1 町 3 村が合併、大阪府内 13 番目の市）
昭和 24 年 (1949 年)	・ 中央公園の都市計画決定
昭和 26 年 (1951 年)	・ 安威川ダム本体工事の着手
昭和 29 年 (1954 年)	・ 安威村・玉島村を合併
昭和 30 年 (1955 年)	・ 福井村・石河村・見山村・清溪村を合併
昭和 31 年 (1956 年)	・ 箕面市の一部（旧豊川村の東部）を編入
昭和 32 年 (1957 年)	・ 三宅村を合併
昭和 34 年 (1959 年)	・ 茨木市基本計画の策定
昭和 38 年 (1963 年)	・ 名神高速道路（茨木インターチェンジ）・府道中央環状線の開通 ・ 横江土地区画整理事業施行区域の都市計画決定
昭和 39 年 (1964 年)	・ 人口 10 万人を超える ・ 用途地域、準防火地域の都市計画決定
昭和 42 年 (1967 年)	・ 北摂豪雨による水害の発生（安威川ダム建設の契機となる） ・ 阪急茨木市駅前地区市街地改造事業の都市計画決定
昭和 43 年 (1968 年)	・ 新都市計画法の制定（区域区分制度・開発許可制度が創設される） ・ 北大阪流通業務地区・団地の都市計画決定

昭和 44 年 (1969 年)	・人口 15 万人を超える ・市民会館（ユーアイホール）の完成
昭和 45 年 (1970 年)	・元茨木川緑地の都市計画決定、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画決定（当初線引き） ・国鉄茨木新駅（現 JR 茨木駅）・阪急南茨木駅の完成、阪急茨木市駅前地区市街地改造事業の完了（万国博覧会で国鉄・阪急両駅が東の玄関口として利用される）
昭和 46 年 (1971 年)	・玉櫛土地区画整理事業施行区域の都市計画決定
昭和 48 年 (1973 年)	・合同庁舎が完成、北大阪流通業務団地の工事完了 ・法改正に伴う用途地域の変更（4 種類→7 種類）
昭和 49 年 (1974 年)	・生産緑地法の制定
昭和 50 年 (1975 年)	・人口 20 万人を超える
昭和 53 年 (1978 年)	・市街化区域及び市街化調整区域の変更（第 1 次定期見直し） ・北大阪流通業務団地中央卸売市場の開場
昭和 55 年 (1980 年)	・全国初の溶融式ごみ処理施設の稼働 ・都市計画法・建築基準法の改正（地区計画制度が創設され、地区レベルの細やかなまちづくりが可能となる）
昭和 57 年 (1982 年)	・防火・準防火地域以外の地域を、建築基準法第 22 条指定区域に指定 ・大阪モノレールの都市計画決定
昭和 61 年 (1986 年)	・人口 25 万人を超える ・市街化区域及び市街化調整区域の変更（第 2 次定期見直し） ・真砂東土地区画整理事業施行区域の都市計画決定
昭和 64 年 (1989 年) 平成元年 (1989 年)	・市民総合センター（クリエイティブセンター）のオープン ・用途地域の一斉見直し
平成 2 年 (1990 年)	・大阪モノレール（南茨木～千里中央駅間）の開業
平成 4 年 (1992 年)	・都市計画法の改正（全国の市町村で都市計画マスタープランの策定が始まる） ・阪急京都線茨木市駅付近高架化事業の完成 ・彩都（国際文化公園都市）地区の整備に向けた都市計画の変更（市街化区域編入、用途地域・土地区画整理事業施行区域）、山手台地区の市街化区域編入（第 3 次定期見直し） ・生産緑地地区の都市計画決定（当初）
平成 7 年 (1995 年)	・彩都（国際文化公園都市）地区の造成工事に着手 ・第二名神（新名神）自動車道の都市計画決定 ・郡土地区画整理事業施行区域の都市計画決定
平成 8 年 (1996 年)	・法改正に伴う用途地域の変更（7 種類→10 種類）
平成 9 年 (1997 年)	・市庁舎南館の完成



市街地改造事業（阪急茨木市駅前）



北大阪流通業務地区・団地



元茨木川緑地

【継承してきた考え方や価値観】

- ・田園都市論や近隣住区論の考え方を基本にした、現在に至る計画的な都市づくり
- ・国土軸に位置する交通利便性を活かした工場誘致や万博開催時の駅前整備など、時代の変化に対応した都市づくり

②第1次都市計画マスタープラン（平成10年策定）

平成4年（1992年）の都市計画法の改正により、全国の市町村で都市計画マスタープランの策定が始まりました。本市においても、平成8年度（1996年度）から策定作業を開始し、平成10年（1998年）に本市で初めての都市計画マスタープランを策定しました。

策定にあたっては、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、国の通達にも示されたように、市民の参加が重要と考えていました。そこで、本市においても、アンケート調査や意見はがき付き素案の全戸配布、中学校区単位での説明会などを実施してきました。

また、計画策定後には概要版を全戸配布し、広く市民に都市計画マスタープランを認知してもらえるように働きかけました。

本計画期間内においては、平成12年（2000年）4月に施行された地方分権一括法により、都市計画制度が国の機関委任事務から自治事務となり、都道府県や市町村ごとの課題に的確に対応し得る制度へと変わりました。また、地域住民発意の都市計画制度（都市計画提案制度）も生まれ、市民と都市計画との距離が縮まった時期でもあります。



平成10年（1998年）	・第1次都市計画マスタープランの策定 ・大阪モノレール彩都線の開業（万博記念公園駅～阪大病院前駅間）
平成11年（1999年）	・西安威二丁目・西福井・井口台・豊川・島地区などの市街化区域編入（第4次定期見直し） ・茨木ヒルズ・西豊川・島土地区画整理事業施行区域の都市計画決定
平成12年（2000年）	・地方分権一括法の制定（国と地方の役割分担の明確化）
平成13年（2001年）	・特例市となる
平成16年（2004年）	・景観法の制定 ・彩都西部地区の一部まちびらき
平成17年（2005年）	・山手台新町・十日市町の市街化区域編入（第5次定期見直し）、用途地域の一斉見直し ・市民まちづくり会議の開催 ・安威川土地区画整理事業施行区域の都市計画決定



大阪モノレール



彩都西部地区

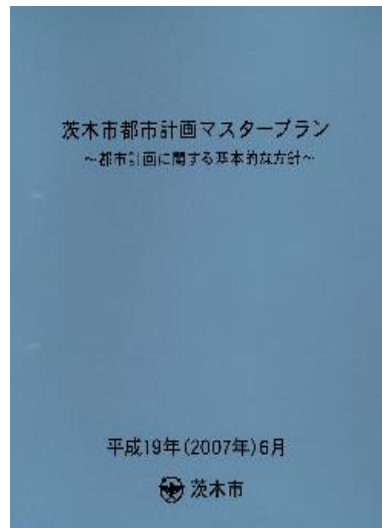
【継承してきた考え方や価値観】

- ・中学校単位での説明会など、市民参加を大切にした計画づくり
- ・彩都地区の土地区画整理事業など、計画的な都市基盤整備による都市づくり

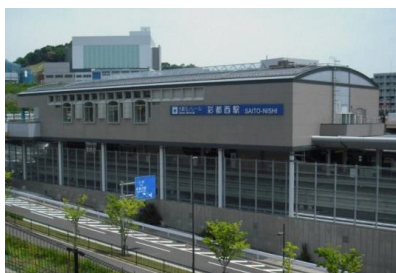
③第2次都市計画マスタープラン（平成19年策定）

第2次都市計画マスタープランの策定作業は平成17年（2005年）から始まりました。計画策定において重視していたことは、策定プロセスに多くの市民に参加してもらい、まちの将来像を共有するとともに、市民・事業者・行政など多様な主体が参画・協働して地域レベルのまちづくりを進めていくための土台づくりを行うことでした。そのため、平成17年度（2005年度）に「市民まちづくり会議」を開催し、市民の視点からまちづくりを考えることをテーマに議論が進められ、まちづくりのビジョンとして「市民が考えるまちの姿」が生まれました。

本計画期間内においては、都市の拡大に向けた都市づくりから持続可能な都市づくりへと移行し、都市景観の向上を目指した景観計画の策定のほか、建築物による市街地環境への影響を緩和していくために高度地区の見直しや災害の防止や都市の不燃化に向けた準防火地域の指定拡大を行うなどの施策を積極的に実施しました。



平成19年（2007年）	・第2次都市計画マスタープランの策定 ・大阪モノレール彩都線の開業（阪大病院前駅～彩都西駅間）
平成20年（2008年）	・真砂玉島台地区の整備に向けた都市計画の変更（市街化区域編入、土地区画整理事業施行区域）
平成22年（2010年）	・景観行政団体となる ・高度地区の一斉見直し（2種類→7種類）
平成23年（2011年）	・山手台東町の市街化区域編入（第6次定期見直し） ・用途地域の一斉見直し、準防火地域の指定拡大（2,596haの拡大）
平成24年（2012年）	・茨木市景観計画の策定及び茨木市景観条例の制定 ・フジテック工場跡地・サッポロビール工場跡地のまちづくりに向けた都市計画の変更（用途地域・地区計画・公園） ・法改正により、用途地域等の決定権限が市町村へ移譲
平成25年（2013年）	・まちづくり市民ワークショップ「いばらき MIRAI カフェ」、まちづくり寺子屋の開催
平成26年（2014年）	・安威川ダムの本体工事に着手 ・都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画制度が創設される）



大阪モノレール（彩都西駅）



いばらき MIRAI カフェ



まちづくり寺子屋

【継承してきた考え方や価値観】

- ・市民まちづくり会議など、策定プロセスへの市民参画による計画づくり
- ・高度地区の一斉見直しや準防火地域の指定拡大など、将来を見据えた計画的な都市づくり

④第3次都市計画マスタープラン（平成27年策定）

第3次都市計画マスタープランの策定作業は平成25年（2013年）から始まりました。茨木市基本計画を作成して工場誘致を行ってから約60年が経過し、産業活動などのグローバル化や施設の老朽化、生産の効率化など、経済環境の大きな変化により、当時誘致し、本市の発展に大きく寄与してきた工場が移転し、跡地利用が具体化している環境での改定となりました。

事業者が所有している土地の売却などが進み、その跡地の大半が住宅や商業施設に変わるという状況が、多くの自治体で起こっている中、サッポロビール大阪工場の跡地には、立命館大学の大阪いばらきキャンパスが開校し、東芝大阪工場の跡地では、これからの社会を先導する地域を生み出そうと「スマートコミュニティ構想」の取組が開始されました。さらに、フジテック工場の跡地付近では、事業者と連携・協力したJR総持寺駅及びその周辺の整備が開始されました。

計画策定においては、第2次都市計画マスタープランで定められたまちづくりビジョンを基本としながら、市民が考えるまちの姿に変化が現れていないかを確認するため、平成25年度（2013年度）に第5次総合計画策定における市民ワークショップ「いばらき MIRAI カフェ」や「まちづくり寺子屋」で出された意見を踏まえて、「市民が考えるまちの姿」の見直しを行いました。

また、本市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した施策を取り入れながらも、基本的なまちの姿は「第2次都市計画マスタープラン」を継承するとともに、「市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進」、コンパクトな生活圏を形成する拠点とネットワークで構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成、「水と緑のネットワーク」の形成の3つの都市構造・土地利用の考え方を基に設定しました。



平成27年（2015年）	・第3次都市計画マスタープランの策定 ・サッポロビール工場跡地に立命館大学大阪いばらきキャンパスの開学、岩倉公園の供用開始 ・JR茨木駅東口（いばらきスカイパレット）の完成 ・市民会館（ユーアイホール）の閉館
平成28年（2016年）	・新堂二丁目地区の市街化区域編入（第8次定期見直し） ・彩都中部地区（彩都あかね）の土地区画整理事業の完了 ・市民会館100人会議など市民会館跡地エリア活用の検討を開始
平成29年（2017年）	・生産緑地法の改正（特定生産緑地制度が創設される） ・新名神高速道路（茨木千提寺インターチェンジ・パーキングエリア）の開通 ・東芝工場跡地（太田東芝町・城の前町）における「スマートコミュニティ構想」に向けた都市計画の変更（用途地域・地区計画）
平成30年（2018年）	・大阪府北部を震源とする地震（大阪北部地震）の発生 ・フジテック工場跡地（庄一丁目）にJR総持寺駅の開業 ・北部地域における地域課題の解決や魅力を発信する仕組みをデザインする「いばきたデザインプロジェクト」の始動 ・「茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針」の策定 ・北部地域の活性化に向けた「市街化調整区域（北部地域）における既存建築物の用途変更について」のガイドラインの策定

平成 31 年（2019 年） 令和元年（2019 年）	・立地適正化計画の策定 ・南目垣・東野々宮地区の整備に向けた都市計画の変更（市街化区域編入・用途地域・地区計画・土地区画整理事業施行区域） ・東芝工場跡地（太田東芝町・城の前町）に追手門学院大学茨木総持寺キャンパスの開校 ・中心市街地活性化基本計画の策定及び次なる茨木グランドデザインの取組の開始（中心市街地の活性化に向けた取組を推進する） ・市民会館跡地エリアの活用に向けた都市計画の変更（公園）
令和 2 年（2020 年）	・IBALAB@広場の暫定供用開始 ・彩都東部先行地区（彩都はなだ・彩都もえぎ）の土地区画整理事業の完了 ・山手台地区（高齢化が進行する郊外部の一団の住宅地）における、産官学民連携による地域課題の解決に向けたプロジェクトの開始 ・阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画(案)の策定（阪急茨木市駅前周辺の再整備の検討を進める）
令和 3 年（2021 年）	・JR 茨木駅西口駅前周辺まちづくりビジョンの策定（JR 茨木駅前周辺の再整備の検討を進める）
令和 4 年（2022 年）	・市の中心部の東西軸（中央通り・東西通り）における公共空間活用の社会実験「みちクル」の実施 ・誘致病院に係る基本整備構想の策定（病院誘致の検討を進める）
令和 5 年（2023 年）	・安威川ダム の供用開始 ・元茨木川緑地・デザインのモデル地区のリニューアル ・市民会館跡地エリアに茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」のオープン
令和 6 年（2024 年）	・「これからの茨木の都市づくりを考えるオープンハウス」を市内 4 ヶ所で開催 ・南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）の土地区画整理事業の完了 ・茨木市景観計画の変更（中央通り・東西通りを景観重要公共施設に指定等）、茨木市屋外広告物条例の制定、中央通り・東西通りのストリートデザインガイドラインの策定 ・安威川ダム周辺に総合公園「ダムパークいばきた」のオープン



立命館大学と岩倉公園（防災公園）



JR 茨木駅東口（いばらきスカイパレット）



JR 総持寺駅



IBALAB@広場



文化・子育て複合施設「おにクル」



ダムパークいばきた（総合公園）

【継承してきた考え方や価値観】

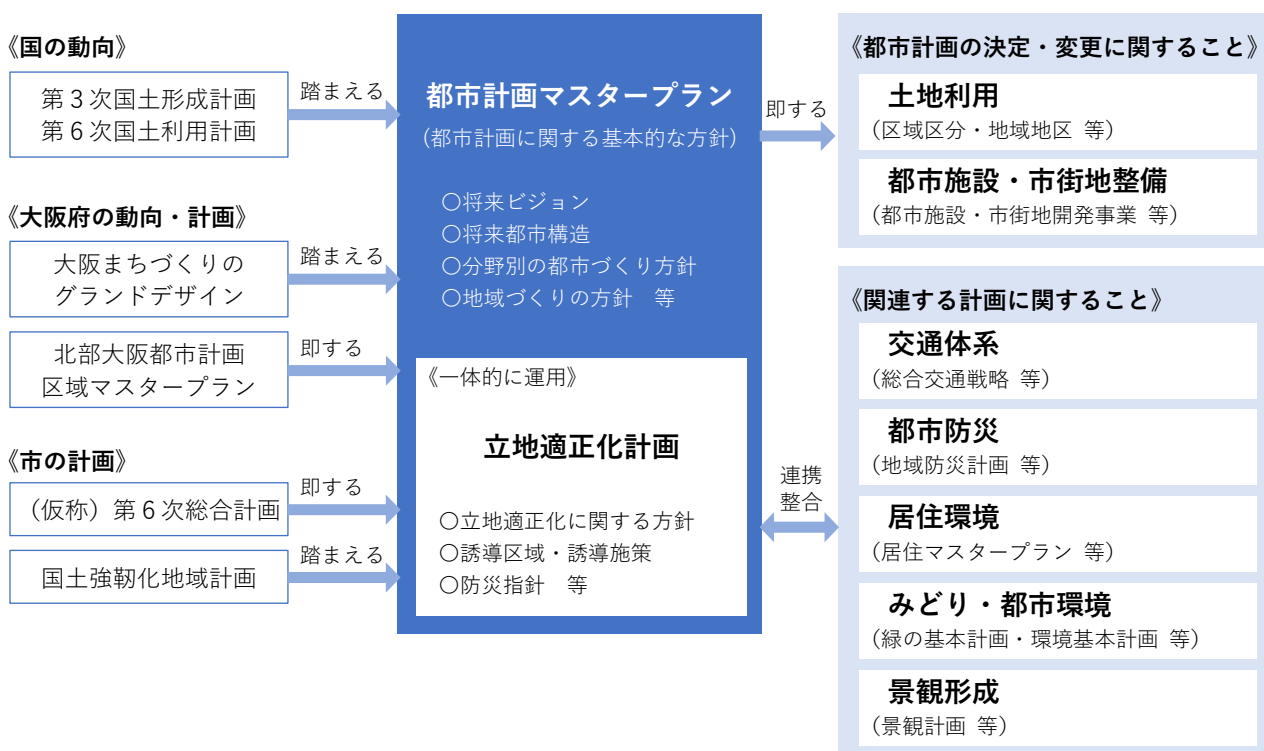
- ・総合計画と連携したワークショップの開催など、策定プロセスへの市民参加による計画づくり
- ・大規模工場跡地の土地利用転換による、時代の変化に対応した都市づくり
- ・市民参加のワークショップや社会実験による、プロセスを重視した都市づくり

(2) 位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の最上位の計画である市政全般の総合的な指針「(仮称) 第 6 次総合計画」と、大阪府が定める「北部大阪都市計画区域マスタープラン」に即した計画であるとともに、国や府の新たな動向などを踏まえ、総合計画の「都市計画」の分野を実現していくための都市づくりの方針を示す計画とします。

また、人口減少・少子高齢化社会の到来を踏まえ、生活利便施設などの都市機能や居住機能の誘導の方針を示す「立地適正化計画」を本都市計画マスタープランと一体的に運用し、土地利用、都市施設・市街地整備の方針に即して都市づくりを進めるとともに、交通体系、都市防災、居住環境、みどり・都市環境、景観形成など各種分野別計画と連携・整合を図ります。

■都市計画マスタープランの位置づけ



(3) 役割

都市計画マスタープランの改定にあたっては、総合計画を基軸とし、各種分野別計画と連動した計画となるよう市全体の計画体系を構築する中で、これからの都市計画マスタープランが果たすべき役割を明らかにします。

①継承してきた価値観や考え方を踏まえた将来ビジョンを示し、市民など多様な主体と共有する

今回改定においては、「市民が考えるまちの姿」を、まちづくりの基本理念として継承し、この理念に沿った都市づくりを進めていきます。また、社会情勢や市民ニーズの変化を捉え、これからの茨木の都市づくりの視点を踏まえた将来ビジョンを示し、市民などまちづくりに関わる多様な主体と共有します。

②分野横断かつ重点的な都市づくりの戦略を示し、ビジョンの効果的な実現を図る

今回改定においては、「都市づくり戦略」を新たに位置づけ、多様な主体と連携による「共創」をテーマとした都市づくりの方向性を示します。

③都市づくりの方向性を示し、都市づくりに関わる各分野の調整や連携を図る

今回の改定においては、第3次都市計画マスタープランの策定以降に策定された立地適正化計画や各種分野別計画の位置づけを明確にするとともに、それら計画との連携を前提とした、地域の暮らしを支える都市づくりの方向性を示し、都市づくりに関する各分野の調整や連携を図ります。

④本市が定める都市計画（土地利用、都市施設・市街地整備）の方針を示す

今回の改定においては、地域の課題に応じた整備方針、地域の暮らしを支える諸施設の計画などの方向性を示すとともに、本市が定める都市計画（土地利用、都市施設・市街地整備）の方針を示します。

⑤地域づくりの方向性を示し、地域単位で特色ある都市づくりを進める

今回の改定においては、「地域別構想」を新たに位置づけ、地域単位で特色ある地域づくりの方向性を示します。

(4) 目標年次

本計画は、(仮称)第6次総合計画に即して、計画期間を令和7年度(2025年度)を初年度としたおおむね10年間とします。

なお、社会情勢の変化などを見極めつつ、総合計画や北部大阪都市計画区域マスタープランなどの上位計画との整合を図るとともに、都市づくりや地域づくりの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 これからの都市づくりに向けた背景

これからの都市づくりに向けた背景として、茨木の特性・魅力、社会情勢の変化及び市民ニーズから、「これからの都市づくりのキーワード」「市民ニーズ」を整理・把握します。

(1) 茨木の特性・魅力

魅力1 山半分・まち半分の地勢

本市は市域の北半分が山間部・丘陵地であり、市街地からも近く、山麓部の農地や里山など豊かな自然を有しています。美しい里山の景観、新鮮な農産物といった自然資源のほか、見山の郷、青少年野外活動センター、里山センター、忍頂寺スポーツセンター・竜王山荘といった特色ある地域資源を多数有しています。

また、市域の南半分は平野が広がり、交通利便性が高く、南北に通る元茨木川緑地や安威川などの自然環境も有しており、暮らしやすい市街地を形成しています。

令和5年（2023年）には、市の中心部に市民と共にプロセスを大切にして創り上げてきた、文化・子育て複合施設「おにクル」が整備され、令和6年（2024年）には安威川ダム周辺に多くの方が憩い、楽しむことができる広場などを有する「ダムパークいばきた」が整備されました。

「山」と「まち」が近いという特性を活かして、両方の居住者や観光などで訪れる来訪者が、さまざまなため活動を通じて交流できる拠点・空間づくりにより新たな魅力の創出を進めており、今後さらなる相乗効果が期待されます。



ダムパークいばきた



見山の郷



銭原の棚田



文化・子育て複合施設「おにクル」



元茨木川緑地



IBALAB@広場

【これからの都市づくりのキーワード】

- ・おにクル
- ・ダムパークいばきた
- ・地域資源を活かす
- ・観光・交流拠点づくり

魅力2 市民活動・地域活動がさかん

本市では、従来から、地域ごとに「ふるさとまつり」が行われるなど、市民主体の地域活動が活発に展開されるとともに、公民館やコミュニティセンターを核にした、小学校区単位での地域づくりを積極的に進めてきました。

また、企画から運営まで市民が直接携わる市民主体の祭りやイベントが数多く行われるなど、暮らしを楽しむような市民活動が多く見られます。

こうした背景から、市民活動団体などによる市民活動や地域住民による主体的な地域活動がさかんであり、これまでの計画づくりにおいても、説明会やワークショップなどのまちづくりについて共に考える機会に、多くの市民のみなさんの参加をいただきました。

最近では、新たなまちづくりの機会において、社会実験などによる活動の場の創出を進めており、市民の主体的な参加も見られます。

特に、市の中心部における市民会館跡地エリアでは、「育てる広場」をキーコンセプトに、市長と市民が直接対話する「市民会館 100 人会議」からスタートし、活用を考えるワークショップでは、芝生広場づくりから、企画づくり、実施まで市民とともに“つくり、育てる”社会実験「IBALAB（イバラボ）」などを行いました。

また、暫定広場の「IBALAB@広場（イバラボひろば）」では、公募による飲食施設を設置するとともに、さまざまな市民発意のイベントなどが繰り広げられ、まちの新たな景色となっています。施設や空間の整備において、“つかう”視点を踏まえて、“つくる”といった、「人とプロセス」を重視した取組として、活動人口の増加や新たな価値の創出による、さらなる展開が期待されます。



市民会館 100 人会議



ひろばかいぎ
「IBALAB@広場」



安威川ダム周辺使いこなし
ワークショップ



茨木みちクルプロジェクト
「みちリノ」



駅前に広場空間を設置する社会実験
「いばソト」



茨木市役所前線社会実験
「IBARAKI STREET ACTION」

【これからの都市づくりのキーワード】

- ・地域住民と育む
- ・まちづくり組織
- ・プロセス重視
- ・共創のまちづくり
- ・担い手の発掘・育成

魅力3 恵まれた交通環境と暮らしやすい生活環境

本市は大阪と京都の間に位置しており、名神高速道路及び新名神高速道路といった広域的な移動を支える国土幹線軸を有しています。

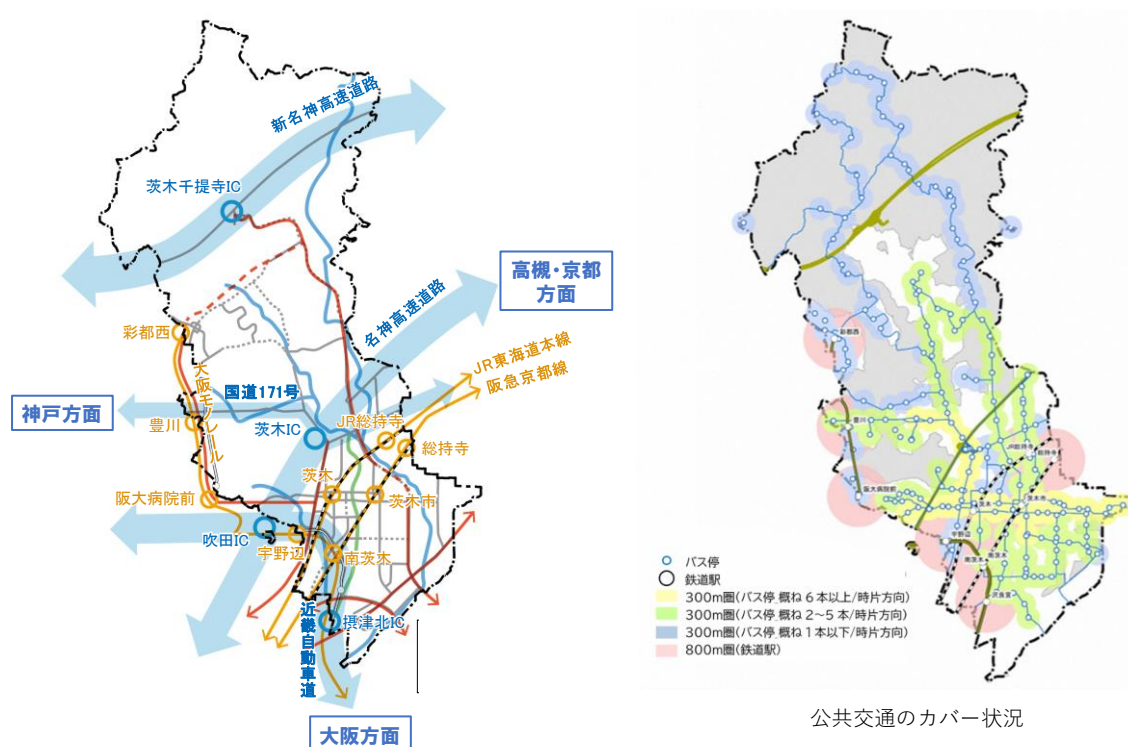
また、市内には JR 東海道本線、阪急京都線、大阪モノレールの鉄道網を有しており、大阪方面、京都方面へアクセスしやすく、高い交通利便性を有しています。

市内外には、近鉄バス、阪急バス、京阪バスのバス網が整備され、市域の大半を網羅しているなど、公共交通により市域をおおむねカバーしています。

一方、一部公共交通の空白地が存在することや、北部地域などで運行本数が減少傾向にあるといった状況も見られます。

また、恵まれた交通環境にあるがゆえ、市内の幹線道路などの通過交通の量も多く、交通が集中し、渋滞が見られます。

交通利便性を背景に、一定の人口密度を有する居住地域が形成され、子育て、教育、医療福祉、商業などの生活利便施設は居住地域におおむね存在し、徒歩や自転車で日常生活が可能で暮らしやすい環境にあります。



【これからの都市づくりのキーワード】

- ・公共交通の維持
- ・MaaS（マース）
- ・モビリティマネジメント
- ・シェアモビリティ・ライドシェア
- ・自転車利活用
- ・生活圏の形成

魅力4 知的資源や文化資源が豊富

本市には、5つの大学と10の高等学校が立地しており、市内には約2万人の大学生が通学しています。市内外の大学などと協定を締結するなど、大学との連携を積極的に進めています。

立命館大学大阪いばらきキャンパスは、市民開放施設や公園も併設し、新たな賑わいを見せるとともに、学部の新設に伴い新棟が完成し、新たな連携の機会を創出しています。

追手門学院大学茨木総持寺キャンパスは、東芝工場跡地に開学し、新たな学部の設置などにより、地域に新たな変化をもたらしています。

また、本市には約9,000社の事業所があり、約100,000人の方が働いています。市内外の事業者や研究機関とも協定を締結し、防災などの地域貢献に連携して取り組んでいます。

彩都地区では、西部地区のライフサイエンスパークに、ライフサイエンス分野の研究機関を有する施設が立地するとともに、中部・東部地区にも新たな事業所の立地が進んでいます。

南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）では、進出する事業者による地域の防災や賑わいにつながる取組を実施しており、事業者との連携も進めています。

さらに、「太田茶臼山古墳（継体天皇陵）」といった古墳や西国街道にある「郡山宿本陣（椿の本陣）」、隠れキリシタンの里として知られる千提寺地区の「キリシタン遺物史料館」、「川端康成文学館」などの多彩な文化資源を有し、まちづくりとの連携も期待されます。



立命館大学（いばらき×立命館 DAY）



追手門学院大学茨木総持寺キャンパス



キリシタン遺物史料館



イコクルいばらき



彩都東部地区



郡山宿本陣（椿の本陣）

【これからの都市づくりのキーワード】

- ・大学生が多い
- ・地域貢献

- ・大学との連携
- ・エリアマネジメント

- ・事業者との連携
- ・文化芸術のまちづくり

(2) 社会情勢の変化

変化1 人口減少・少子高齢化への対応

本市の人口は昭和55年（1980年）以降、年々増加傾向となっていますが、令和7年（2025年）をピークに今後は減少に転じる予測となっています。

人口構成比をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

また、人口減少・人口構造の変化は、社会保障費の増大、消費の縮小、働き手の減少、高齢の単身世帯の増加など地域全体の活力低下とともに、空家や所有者不明の土地などの増加による都市環境の悪化が懸念されます。

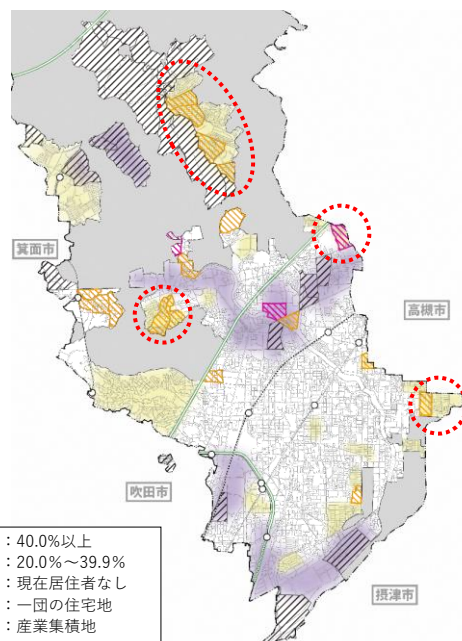
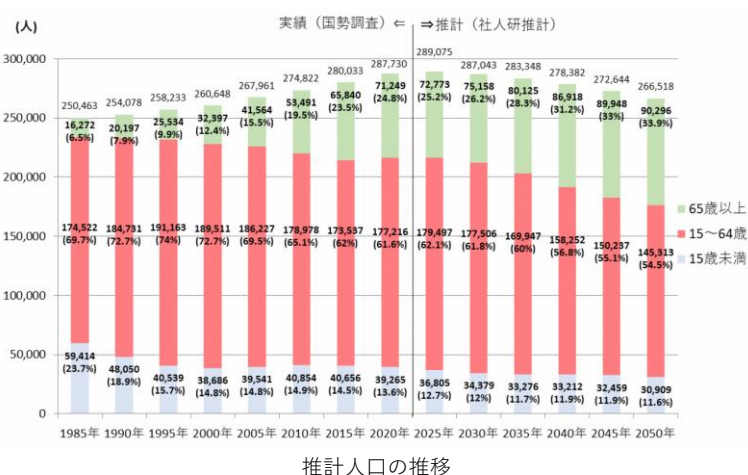
特に、一時期に集中して開発された郊外部に位置する大規模住宅地（一団の住宅地）は、人口減少率が高くなる傾向にあり、予防的な対応として、居住環境の維持に向けた取組を進めています。

山手台地区では、産官学民連携によるプロジェクトを進め、コミュニティづくりの一環として「山手台マルシェ」を実施するなど、地域課題の解決に向けた取組を行っています。

太田東芝地区では、工場跡地の複合開発にあたって、産官学民のまちづくりの組織を立ち上げ、清掃活動などのエリアマネジメントをはじめめています。

また、北部地域では、大半を山間部が占めるなか、顕著な人口減少と高齢化が進行しており、農業などの産業の担い手の減少や地域の活力維持も大きな課題となっており、「ダムパークいばきた」の整備を契機に、地域内外の人たちが地域に関心を持ち、往来や交流が増えるような関係人口・活動人口の創出に取り組んでいます。

このような取組を通して、多様な活動が展開されることにより、人口減少の局面を迎えたとしても活動人口が増加することで、まちの活力の維持・増大が期待されます。



町丁目別人口の減少率

【これからの都市づくりのキーワード】

・コミュニティ醸成

・ソーシャル・キャピタル

・関係人口・活動人口

変化2 激甚化・頻発化する自然災害への対応

近年では自然災害が激甚化・頻発化しており、本市においても平成30年（2018年）には震度6弱を記録した大阪府北部を震源とする地震（大阪北部地震）や、台風第21号などこれまでに経験したことのない大きな災害が立て続けに発生しました。

今後、南海トラフ地震の発生や気候変動に伴う台風や集中豪雨の増加が懸念される中、国においては、災害ハザードエリアにおける開発抑制、立地適正化計画における防災指針の作成、大規模盛土造成地の安全対策など、安全・安心なまちづくりのための総合的な対策を講じることが示されました。

また、災害への対策にあたっては、国土強靱化の考えのもと、自然災害に強い都市づくりを進める必要があり、災害が発生しても人命保護、被害の最小化、経済社会の維持、迅速な復旧復興ができるように、行政はもちろん、事業者・地域・個人での取組や、ハード面だけでなくソフト面の取組も求められます。



大阪北部地震おける被災状況



台風21号おける被災状況

【これからの都市づくりのキーワード】

- ・安全・安心
- ・地域防災力
- ・自助・共助・公助
- ・レジリエンス（強靱化）
- ・事前復興

変化3 官民の既存ストックの利活用

令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会に大きな影響を与え、同時に人々の働き方や暮らし方に対する意識や価値観の変化も顕在化しました。

都市においては、屋外空間の価値が高まるなど、道路や公園などの公共空間で、賑わいや憩いの空間づくりを進めるといった、柔軟な利活用が求められるとともに、使われていない建物や空間などの既存ストックを有効に活用する取組も進んできています。

市の中心部においては、道路や公園などの公共空間を活用した社会実験を積極的に進めており、多様な主体の参画による、新たな価値の創出につなげています。

デジタル化の進展も見られ、さまざまな都市サービスの提供や3D都市モデルによる都市構造の可視化など、都市分野においてもさまざまな場面でのデジタル技術の活用が求められています。

また、各種申請手続きのオンライン化や都市計画情報のオープン化などにより、利便性の向上に取り組んでいます。



公園空間の利活用（IBALAB@広場）



駅前空間の利活用（スカイパレット）

【これからの都市づくりのキーワード】

- ・社会実験
- ・公共空間活用
- ・リノベーション
- ・ライフスタイルの多様化
- ・デジタル技術の活用

変化4 ひと中心のまちづくり

世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から“ひと中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められており、人々が思い思いの過ごし方ができ、居心地がよい空間の創出につながり、都市に活力と魅力が生み出されています。



みちクルプロジェクト（東西軸）

本市においても、官民の公共空間を“ひと中心”の空間へ転換するため、多様な主体と連携しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を推進しており、市の中心部の JR 茨木駅、阪急茨木市駅をつなぐ東西軸（中央通り・東西通り）を歩きやすく、歩きたくなる魅力的な空間にするため、沿道事業者など多くの人々の参画のもと、ワークショップや沿道空間を活用した社会実験を実施するなど、取組を推進しています。

また、まちづくりにおける「ウェルビーイング（Well-being）」の概念に注目が集まっており、心と体、社会的なつながりが良好な状態にあることをいい、本市においても、多様な主体と関わり、活動や体験の積み重ねによる「次なる茨木グランドデザイン」の取組を進め、「ひと中心」の豊かさや幸せが実感できるまちづくりを推進しています。

【これからの都市づくりのキーワード】

- ・車中心から“ひと中心”へ
- ・ウェルビーイング
- ・回遊性向上
- ・サードプレイス

変化5 環境保全と持続可能な都市づくり

SDGs（持続可能な開発目標）は、国際社会が平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までに達成すべき 17 の目標で、日本においても「SDGs アクションプラン」の策定などを進めています。

また、資源エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物の増加が深刻化しており、大量生産・大量消費型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を活用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。



西河原公園

さらに、地球温暖化による気候変動や生物の絶滅などが加速しており、自然と共生する社会を目指して、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方による生物多様性の保全など、自然環境の保全や経済なども含めて改善を促していくような動きや、地球温暖化による気候変動への対策などを目的として、二酸化炭素排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル（炭素中立）」に向けた脱炭素に関する取組が強化されています。

自然環境が有する機能（生物多様性の保全、良好な景観形成、自然災害への対応など）を社会におけるさまざまな課題解決に活用し、持続可能なまちづくりを進める「グリーンインフラ」に関する取組を推進する「ネイチャー・ベースド・ソリューション（自然を活用した解決策）」の考え方が、国内でも導入されつつあります。

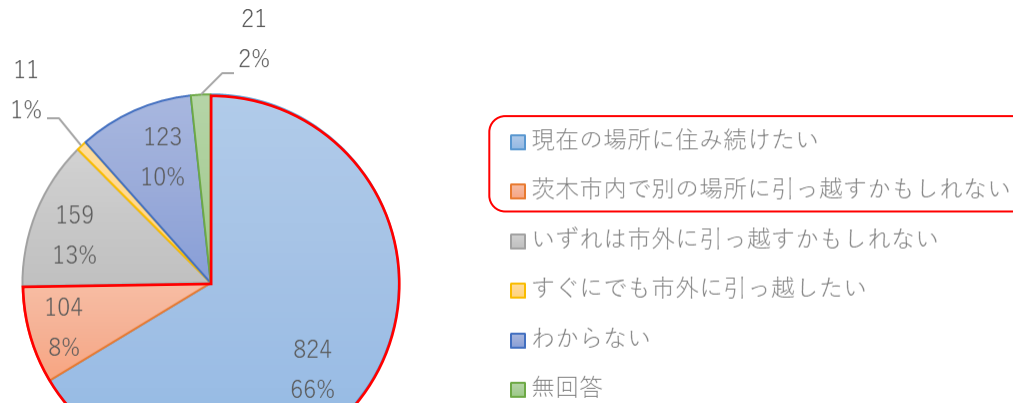
【これからの都市づくりのキーワード】

- ・水と緑のネットワーク
- ・自然との共生
- ・サーキュラーエコノミー
- ・カーボンニュートラル
- ・生物多様性の保全
- ・グリーンインフラ

(3) 市民ニーズ

①定住意向

定住意向に関しては、「現在の場所に住み続けたい」が約 66%を占め、「市内で別の場所に引っ越すかもしれない」と合わせると約 75%が市内への居住を希望しています。

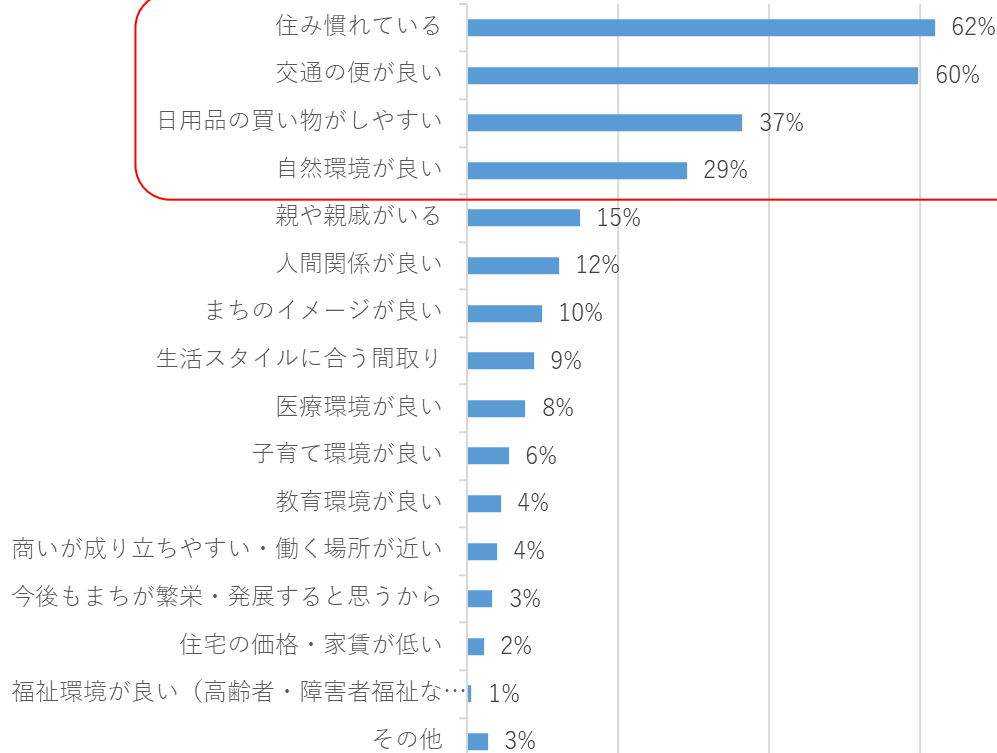


(N=1242)

出典) 都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査 (令和 4 年(2022 年))

②住み続けたい理由

住み続けたい理由としては、「住み慣れている」が最も多く、「交通の便がいい」「日用品の買い物がしやすい」「自然環境が良い」など、居住環境に関する項目が高くなっています。

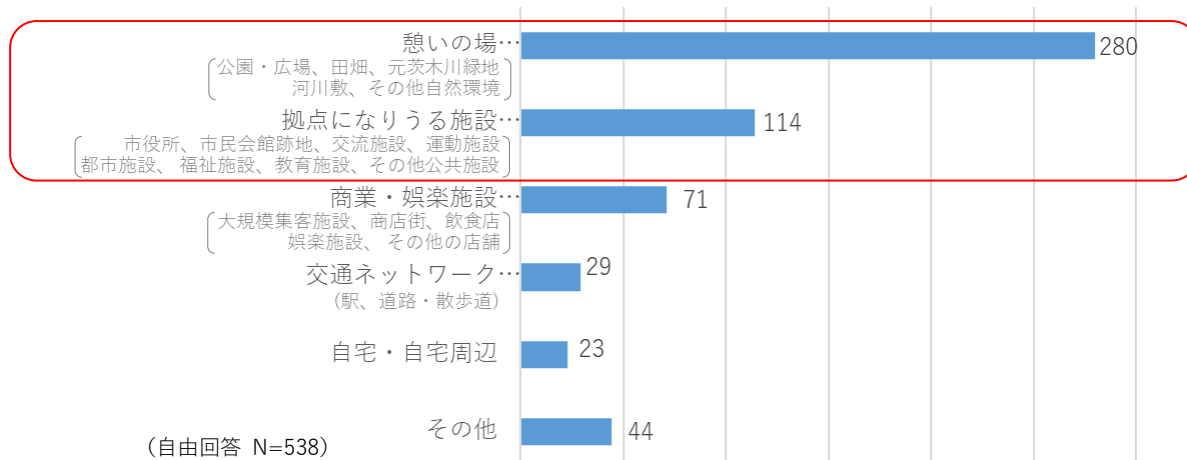


(複数回答 N=824)

出典) 都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査 (令和 4 年(2022 年))

③幸せや豊かさを感じる“場所・場面”

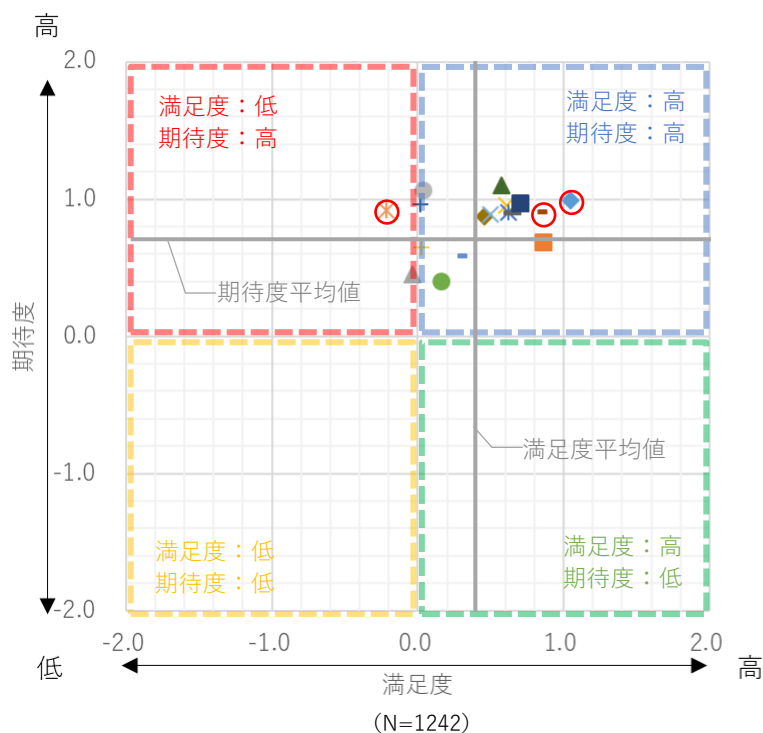
幸せや豊かさを感じる“場所・場面”に関しては、「憩いの場」（公園・緑地、元茨木川緑地）の割合が最も多く、次いで「拠点となりうる施設」となっています。



出典) 都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査 (令和4年(2022年))

④地域のまちづくりへの満足度と期待度

地域のまちづくりへの満足度と期待度に関しては、本市は「交通利便性の良さ」や「自然環境の豊かさ」に加え、「住環境の良さ」や「公園・広場の充実」の満足度が高く、市民からは「住みやすいまち」と評価されている一方で、「飲食店など休日にも楽しめる」については、満足度がやや低い傾向にあります。



- ◆ 住環境が良く、住みやすい
- 住宅地と工業地が分離されている
- ▲ 企業などが集積していて働きやすい
- ✕ 鉄道・バスなど公共交通の利便性が高い
- ✕ 中心部（JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺）へのアクセスが良い
- 歴史的な街並みがある
- + 安全・快適な歩行空間が充実している
- 公園や広場などが充実している
- 身近に豊かな自然や緑地がある
- ◆ 子育てしやすい環境が整っている
- 高齢者にも生活しやすい環境が整っている
- ▲ 買物、医療など日常生活の利便性が高い
- ✕ 図書館・公民館・コミュニティセンターなどの文化・教育施設が充実している
- ✕ 飲食店や文化芸術など、休日を楽しめる環境が整っている
- 防災性・防犯性が高い
- + 住民主体のまちづくりや地域活動が盛んである
- あたたかい近所付き合いがある

出典) 都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査 (令和4年(2022年))

⑤市全体でのまちづくりの取組について

各テーマについて、特に重要と思うものに関して、上位の回答を以下に示します。

テーマ	特に重要と思うもの
住宅地	・耐震化の促進や無電柱化など、災害に強い住環境の形成 ・防犯カメラや防犯灯の充実 ・みどり豊かな環境に配慮した住環境の形成
商業地	・歩いて行ける範囲で買い物や飲食ができる小売店舗などの維持・充実 ・各地域の日常生活に密着した商業施設（スーパーなど）の維持・充実 ・さまざまな日用品が購入でき、生活に密着したサービスが提供されている商店街の形成
産業集積地	・雇用機会創出のための新たな産業エリアの整備・企業誘致の推進 ・防音・防振対策など環境に配慮した施設の整備 ・施設の敷地内緑化や建物の美観促進など周辺環境との調和
道路	・中央環状線や国道 171 号などの主要な渋滞箇所への対策（交差点の改良など） ・生活道路における交通安全対策 ・自転車の走行空間の整備
歩きたくなる まちなか形成	・歩行者が自転車や車を気にせず歩ける空間の創出 ・歩行者の回遊性を高める道路空間の整備 ・沿道店舗や植栽から季節や賑わいを感じられる演出
交通	・バス路線・本数などの充実やタクシーサービスの展開による公共交通の充実 ・駅前広場の整備や駅舎のバリアフリーなど交通結節機能の強化 ・駅前での自転車駐輪場の充実
農地・里山な どの自然環境	・特産品開発や農村レストランなどの農業のブランド化や施設の整備 ・市街地近郊にある豊かな緑や里地里山の保全・活用 ・安威川などの河川を活かした水辺空間の有効活用・保全
公園・緑地	・元茨木川緑地や高瀬川親水水路のように散歩が楽しめる空間の維持・充実 ・まちかどにある小規模な公園や休憩施設、緑地の整備 ・西河原公園や若園公園などで、事業者の活力による休憩施設などの店舗誘致
防災	・災害に備えた物資の備蓄や避難場所の充実 ・ダムや下水道（雨水）や河川などの整備による浸水被害への対策 ・建物の耐震化・不燃化の促進
ウィズコロナ ・アフター コロナ社会	・歩いて楽しい歩行空間の形成 ・情報インフラ（ICT）の活用による行政サービスの向上 ・外部空間としての公園やオープンスペース

出典）都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査（令和4年(2022年)）

⑥まちづくりへの興味・関心について

まちづくりへの興味・関心について、取組を充実・拡大することが望ましいと思うものに関して、上位の回答を以下に示します。

テーマ	取組を充実・拡大することが望ましいと思うもの
市民参加	・SNS やアプリの活用によるまちづくりへの関心が高まるような広報手段の工夫 ・市民と行政だけでなく、大学も一緒になってまちづくりを学ぶことができる ・近所の公園などで定期的にできる小規模なイベント（マルシェやヨガ教室など） ・ワークショップやタウンミーティングなど、市民が直接まちづくりに関わる機会の創出

出典）都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査（令和4年(2022年)）

3 これからの都市づくりの視点

これからの茨木の都市づくりを進めていくにあたり、必要なことや取り組んでいくべきことについて、「特性・魅力を活かす視点」と「変化に対応する視点」からキーワードと市民ニーズとともに整理します。

(1) 特性・魅力を活かす視点

①“山”と“まち”の強みを活かす

- ・市の中心部では、新たに整備した文化・子育て複合施設「おにクル」の賑わいを面的に広げ、ひと中心の居心地が良い空間づくりを進めていく必要があります。
- ・北部地域では、安威川ダム周辺に整備した「ダムパークいばきた」を拠点として、関係人口・活動人口の増加により地域の活性化につなげていく必要があります。
- ・“山”と“まち”それぞれで、本市の魅力・特性を活かした取組を進めており、整備効果を市域全体へとつなげていく必要があります。

キーワード	・おにクル ・観光・交流拠点づくり	・ダムパークいばきた	・地域資源を活かす
市民ニーズ	・さまざまな日用品が購入でき、生活に密着したサービスが提供されている商店街の形成 ・駅前広場の整備や駅舎のバリアフリーなど交通結節機能の強化 ・駅前での自転車駐輪場の充実 ・特産品開発や農村レストランなどの農業のブランド化や施設の整備		

②市民参加の持続と派生

- ・まちづくりの担い手の発掘・育成や組織づくりにより、市民がまちの担い手として関わる仕組みを整えていく必要があります。

キーワード	・地域住民と育む ・共創のまちづくり	・まちづくり組織 ・担い手の発掘・育成	・プロセス重視
市民ニーズ	・SNSやアプリの活用によるまちづくりへの関心が高まるような広報手段の工夫 ・市民と行政だけでなく、大学も一緒になってまちづくりを学ぶことができる ・ワークショップやタウンミーティングなど、市民が直接まちづくりに関わる機会の創出		

③生活圏と交通ネットワークの維持・充実

- ・徒歩や自転車で移動できる範囲に必要な都市機能が揃っている生活圏を維持・充実させる必要があります。
- ・新たなモビリティなど移動に関する変化を捉えながら、必要な幹線道路の整備や公共交通の維持を行っていく必要があります。

キーワード	・公共交通の維持 ・シェアモビリティ・ライドシェア	・MaaS（マース） ・自転車利活用	・モビリティマネジメント ・生活圏の形成
市民ニーズ	・歩いて行ける範囲で買い物や飲食ができる小売店舗などの維持・充実 ・各地域の日常生活に密着した商業施設（スーパーなど）の維持・充実 ・中央環状線や国道171号などの主要な渋滞箇所への対策（交差点の改良など） ・生活道路における交通安全対策 ・自転車の走行空間の整備 ・バス路線・本数などの充実やタクシーサービスの展開による公共交通の充実		

④産官学民の多様な主体との連携によるまちづくりの実践

- ・大学や事業者の人的・知的資源や地域に根差した文化資源をまちづくりに活かしていく必要があります。
- ・大学や事業者のもつノウハウを活かし、エリアマネジメントやパークマネジメントなど、公民連携のまちづくりを進めていく必要があります。

キーワード	・大学生が多い ・地域貢献	・大学との連携 ・エリアマネジメント	・事業者との連携 ・文化芸術のまちづくり
市民ニーズ	・雇用機会創出のための新たな産業エリアの整備・企業誘致の推進 ・西河原公園や若園公園などで、事業者の活力による休憩施設などの店舗誘致		

(2) 変化に対応する視点

①地域コミュニティの持続

- ・人口減少下において持続可能な生活圏を形成していくためには、地域住民の多様なニーズを踏まえた、新たなコミュニティのあり方を検討していく必要があります。
- ・地域コミュニティの担い手である地域住民などを中心に、人との関係性やつながりを資源と捉え、多様な主体と連携した地域づくりを推進していく必要があります。

キーワード	・コミュニティ醸成 ・ソーシャル・キャピタル ・関係人口・活動人口
市民ニーズ	・まちかどにある小規模な公園や休憩施設、緑地の整備 ・近所の公園などで定期的にできる小規模なイベント（マルシェやヨガ教室など）

②災害に強く安全・安心な都市

- ・災害リスクを踏まえ、安全・安心な都市づくりに向けたハード整備や規制・誘導を進めるとともに地域での防災力を強化し、災害への備えを進めていく必要があります。

キーワード	・安全・安心 ・レジリエンス（強靱化）	・地域防災力 ・事前復興	・自助・共助・公助
市民ニーズ	・耐震化の促進や無電柱化など、災害に強い住環境の形成 ・防犯カメラや防犯灯の充実 ・災害に備えた物資の備蓄や避難場所の充実 ・ダムや下水道（雨水）や河川などの整備による浸水被害への対策 ・建物の耐震化・不燃化の促進		

③暮らしの質の向上と暮らしやすさの維持・充実

- ・リモートワークや二拠点居住など多様化するライフスタイルに対応し、新しい考え方やデジタル技術を取り入れた都市づくりを行っていく必要があります。
- ・公共空間の柔軟な利活用や使われていない建物や空間などの既存ストックを有効活用し、暮らしの質の向上につなげていく必要があります。

キーワード	・社会実験 ・ライフスタイルの多様化	・公共空間活用 ・デジタル技術の活用	・リノベーション
市民ニーズ	・防音・防振対策など環境に配慮した施設の整備 ・歩いて楽しい歩行空間の形成 ・情報インフラ（ICT）の活用による行政サービスの向上 ・外部空間としての公園やオープンスペース		

④ひと中心のまちづくり

- ・車中心から“ひと中心”へという道路空間のあり方や居心地の良い空間整備といった“ひと中心”の価値観を踏まえ、人々の豊かさや幸せにつながるまちづくりを進めていく必要があります。
- ・社会実験など、公共空間の利活用による小さな変化を起こしながら、まちなかの回遊性を高めていく必要があります。

キーワード	・車中心から“ひと中心”へ ・サードプレイス	・ウェルビーイング	・回遊性向上
市民ニーズ	・歩行者が自転車や車を気にせず歩ける空間の創出 ・歩行者の回遊性を高める道路空間の整備 ・沿道店舗や植栽から季節や賑わいを感じられる演出 ・元茨木川緑地や高瀬川親水水路のように散歩が楽しめる空間の維持・充実		

⑤自然と共生する持続可能な都市づくり

- ・生物多様性の保全など都市における自然資源の重要性が高まっており、北部地域における里地里山や都市近郊の農地の保全とそれらを活かした都市づくりが求められています。
- ・脱炭素による環境負荷の低減や地域での生産物や経済の循環など、持続可能なまちづくりが求められています。

キーワード	・水と緑のネットワーク ・カーボンニュートラル	・自然との共生 ・生物多様性の保全	・サーキュラーエコノミー ・グリーンインフラ
市民ニーズ	・みどり豊かな環境に配慮した住環境の形成 ・市街地近郊にある豊かな緑や里地里山の保全・活用 ・安威川などの河川を活かした水辺空間の有効活用・保全 ・施設の敷地内緑化や建物の美観促進など周辺環境との調和		

■第1章の構成と各章との関連性について

第1章の構成と序章及び第2章以降の関連性を以下に示します。

序章 これからの茨木の都市づくりについて

《3 これからの都市づくりの視点》

- 特性・魅力を活かす視点
- 変化に対応する視点

第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

1 市民と共に創るまちの姿

(1) 基本理念

～“考える”から“共に創る”共創のまちづくり～

(2) 暮らしのイメージ

○イメージ①

：地域内外の人が関わりながら、里地里山の豊かな資源が大切にされている

○イメージ②

：山とまちとの往来をきっかけに、さまざまな活動や交流が生まれている

○イメージ③

：茨木らしいまちの楽しみ方や使い方ができ、思い思いに過ごすことができる

○イメージ④

：生活に必要なものが身近にあり、日常を豊かで便利に過ごすことができる

○イメージ⑤

：多様な交通手段によるネットワークがあり、地域内外を便利に移動することができる

○イメージ⑥

：多様な人とのつながりがあり、多様なコミュニティが育まれている

2 都市づくり戦略

○戦略1

“山”と“まち”を活かす・つなぐ

- ① “山”を活かす
- ② “まち”を活かす
- ③ “山”と“まち”をつなぐ

○戦略3

魅力的な“場”と多様な“活動”により“景色”を創る

- 活動が“景色”となるまちづくりの進め方

○戦略2

拠点と生活圏の維持・充実により“暮らし”の質を高める

- ① 拠点と生活圏の維持・充実
- ② 交通ネットワークの充実・強化

○戦略4

産官学民の多様な主体との連携によりまちを創る

- 市民と共に創るまちの姿の実現に向けた各主体の役割

第2章 全体構想

第3章 地域別構想

第4章 共創のまちづくりの進め方

第1章

市民と共に創るまちの姿
(将来ビジョン)

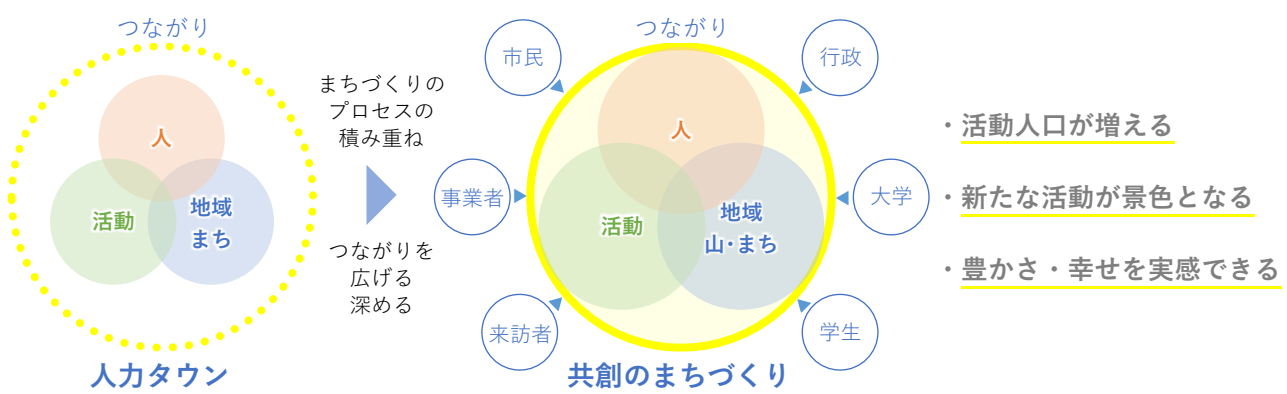
1 市民と共に創るまちの姿

（1）基本理念 ～ “考える” から “共に創る” 共創のまちづくり～

第3次都市計画マスタープランでは、「人」「地域活動」「まち」との「つながり」をつくることを大切に考え、市民一人ひとりの力を高め、知恵を集め、「人の力」を最大限に発揮できるようなまちをめざして、“人持ちでつながる「人力タウン」 茨木”をキャッチフレーズに、13 項目の市民が考えるまちの姿を将来都市像として掲げ、市民と共に考え、協働を重視した都市づくりを進めてきました。

今回の改定においては、この考えを土台に、人、活動、地域（山・まち）のつながりをさらに広げ、深めることで、“考える”から“共に創る”共創のまちづくりへと発展させ、基本理念として設定します。

また、序章で整理したこれからの都市づくりの視点から導かれるキーワードと関連付けることにより、「市民と“共に創る”まちの姿（暮らしのイメージ）」として具現化し、この将来ビジョンに沿った都市づくりを目指していきます。



市民が“考える”まちの姿 + これからの都市づくりの視点によるキーワード

- | | |
|---|---|
| <p>①人が育ち、人を育てるまち</p> <ul style="list-style-type: none">・地域住民と育む・まちづくり組織・担い手の発掘・育成・大学生が多い <p>②挨拶があふれるまち</p> <ul style="list-style-type: none">・コミュニティ醸成・ソーシャル・キャピタル <p>③「人持ちになろう」が合言葉のまち</p> <ul style="list-style-type: none">・共創のまちづくり・関係人口・活動人口 <p>④たのしく散歩ができるまち</p> <ul style="list-style-type: none">・ウェルビーイング・回遊性向上 <p>⑤夢に向かってチャレンジができるまち</p> <ul style="list-style-type: none">・おにクル・大学との連携 <p>⑥色々とくらしができるまち</p> <ul style="list-style-type: none">・生活圏の形成・ライフスタイルの多様化・デジタル技術の活用・カーボンニュートラル・サードプレイス <p>⑦なりわいを大切にするまち</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者との連携・地域貢献・エリアマネジメント <p>⑧地元で循環するまち</p> <ul style="list-style-type: none">・循環経済 | <p>⑨茨木のエエもんを育むまち</p> <ul style="list-style-type: none">・プロセス重視・地域資源を活かす・文化芸術のまちづくり・観光・交流拠点づくり <p>⑩身近な自然を守り、使い、育てるまち</p> <ul style="list-style-type: none">・ダムパークいばきた・水と緑のネットワーク・自然との共生・カーボンニュートラル・生物多様性の保全・グリーンインフラ <p>⑪人に優しい交通システムを取り入れるまち</p> <ul style="list-style-type: none">・公共交通の維持・MaaS（マース）・モビリティマネジメント・シェアモビリティ・シェアライド・自転車利活用・車中心から“ひと中心”へ <p>⑫今あるものを工夫して活かすまち</p> <ul style="list-style-type: none">・社会実験・公共空間活用・リノベーション <p>⑬もしもの時の備えができているまち</p> <ul style="list-style-type: none">・安全・安心・地域防災力・自助・共助・公助・レジリエンス（強靱化）・事前復興 |
|---|---|

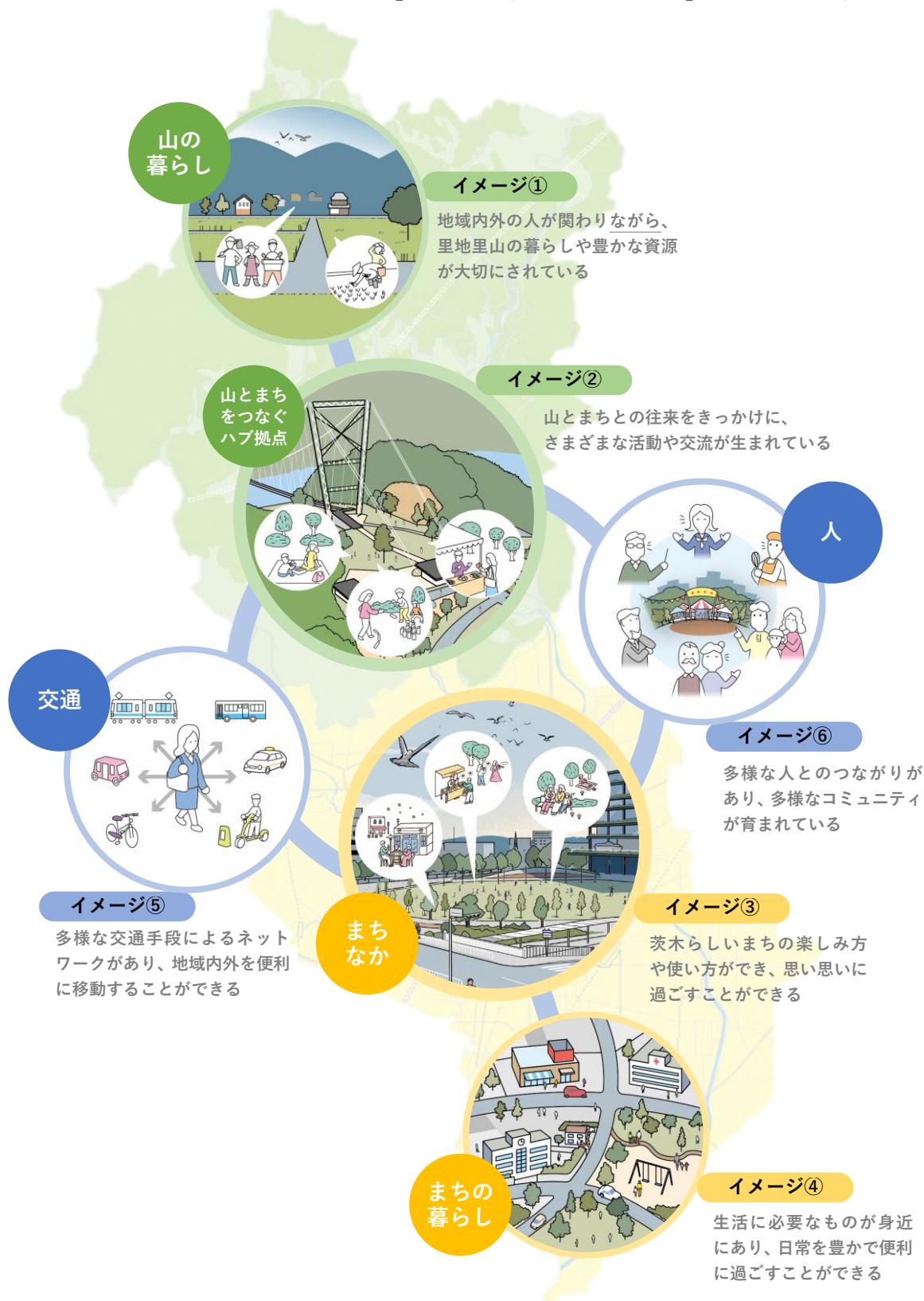
具現化

市民と“共に創る”まちの姿（暮らしのイメージ）
～ “山” と “まち” が調和した魅力的で過ごしやすく暮らしやすいまち～

(2) 暮らしのイメージ

立地適正化計画では、「本市が目指す暮らしやすさのイメージ」を掲げ、「暮らし続けたい・暮らしてみたいまちの実現に向けて」都市づくりを進めてきました。

今回の改定では、「市民が“考える”まちの姿 + これからの都市づくりの視点によるキーワード」を踏まえ、立地適正化計画による暮らしやすさのイメージに山の特性を活かした「山」の暮らしのイメージを追加し、「市民と“共に創る”まちの姿」として「暮らしのイメージ」を設定します。



①地域内外の人が関わりながら、里地里山の豊かな資源が大切にされている

- ・北部地域では、これまで培ってきた「生業」や「地域のつながり」を背景にしながら、里地里山の豊かな資源が、地域内外の人の関わりにより適切に維持され、大切にされています。
- ・また、若者や地域外の人々が「北部地域の魅力」に関心を持ち、新規就農や伝統農業の継業、地域資源を活かした産業や生業づくりなど、新たな活動が生まれています。
- ・さらに、北部地域にある既存ストックや自然、文化などの「地域資源」を活かした新たな魅力づくりを進めることで、地域に関わる人・活動する人が増え、地域の暮らしが維持されています。



キーワード

- ・地域資源を活かす
- ・サーキュラーエコノミー
- ・グリーンインフラ
- ・自然との共生
- ・生物多様性

②山とまちとの往来をきっかけに、さまざまな活動や交流が生まれている

- ・ダムパークいばきたでは、まちで暮らす人々や来訪者が、山に訪れる機会が増え、地域への関心が高まり、さまざまな活動が行われるなど、山の魅力が広がっています。
- ・山で暮らす人々と関わる人が増えることで、新たな活動や交流が生まれ、山とまちのつながりが生まれています。



キーワード

- ・ダムパークいばきた
- ・関係人口・活動人口
- ・観光・交流拠点づくり
- ・水と緑のネットワーク

③茨木らしいまちの楽しみ方や使い方ができ、思い思いに過ごすことができる

- ・おにクルでは、多様な主体が出会い、思い思いの「活動」が日常的に繰り広げられ、活動が「景色」となっています。
- ・そうした活動の景色や賑わいがまちなかにも広がり、公園や沿道、駅前などの公共空間を活用した多様な「場」で、まちなかを楽しみ、使いこなす人が増え、「ひと中心」のまちなかとなっています。
- ・このような多様な主体との関わり、活動・体験を共有し、その積み重ねにより共感が生まれ、社会的なつながりによる豊かさや幸せが実感できるまちなかとなっています。



キーワード

- ・おにクル
- ・回遊性向上
- ・サードプレイス
- ・社会実験
- ・ウェルビーイング
- ・公共空間活用
- ・車中心から“ひと中心”へ

④生活に必要なものが身近にあり、日常を豊かで便利に過ごすことができる

- ・居住地域では、歩いて行ける範囲に子育てや教育、医療福祉、商業などの生活利便施設が立地していて、便利で暮らしやすい生活ができます。
- ・また、災害への備えがしっかりしていて、安全・安心に暮らすことができます。
- ・公園など緑が身近にあり、さまざまなライフスタイルに対応した暮らしができます。

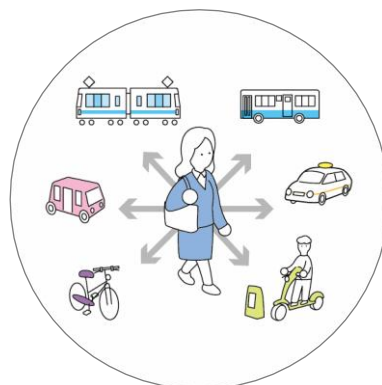


キーワード

- ・生活圏の形成
- ・レジリエンス（強靱化）
- ・デジタル技術の活用
- ・リノベーション
- ・安全・安心
- ・事前復興
- ・ライフスタイルの多様化
- ・カーボンニュートラル

⑤多様な交通手段によるネットワークがあり、地域内外を便利に移動することができる

- ・居住地域では、公共交通網により、居住地域内を移動することができ、大阪・京都へも円滑に移動できます。
- ・北部地域では、地域主体の交通手段の導入が進み、公共交通との連携により、移動手段が確保されています。



キーワード

- ・公共交通の維持
- ・シェアモビリティ
- ・モビリティマネジメント
- ・MaaS（マース）
- ・ライドシェア
- ・自転車利活用

⑥多様な人とのつながりがあり、多様なコミュニティが育まれている

- ・地域住民が地域のコミュニティ活動やまちづくり活動に主体的に関わりを持ち、人とのつながりや連携が大切にされ、まちへの愛着に繋がっています。
- ・大学や事業者などの多様な主体がまちづくりに関わり、地域住民とともに、より良い地域づくりが進められています。



キーワード

- ・地域住民と育む
- ・プロセス重視
- ・大学との連携
- ・地域貢献
- ・エリアマネジメント
- ・担い手の発掘・育成
- ・自助・共助・公助
- ・ソーシャル・キャピタル
- ・まちづくり組織
- ・大学生が多い
- ・事業者との連携
- ・共創のまちづくり
- ・文化芸術のまちづくり
- ・地域防災力
- ・コミュニティ醸成

2 都市づくり戦略

市民と共に創るまちの姿の実現に向け、分野横断かつ重点的に都市づくりを進めていくため、「都市づくり戦略」を設定します。

（▶は、第2章の「分野別の都市づくり方針」、又は第4章の「共創のまちづくりの進め方」の内容を示します。）

戦略1 “山” と “まち” を活かす・つなぐ

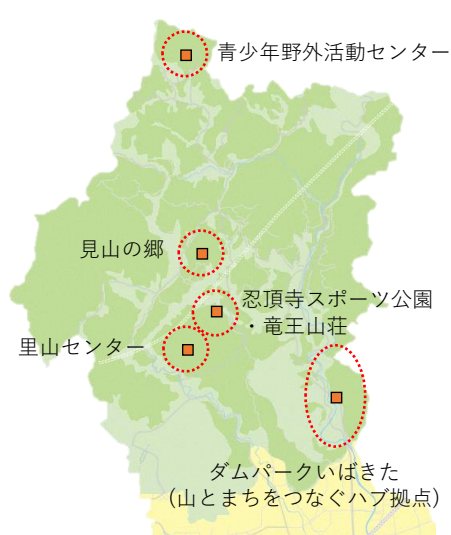
“山”と“まち”の魅力や強みを活かした都市づくりを進め、さらに「つなぐ」ことで都市全体への波及効果・相乗効果を生み出します。

（1）“山” を活かす

① 来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点づくり

- ・安威川ダム周辺に整備した「ダムパークいばきた」は、ダム湖を活かした観光も含めたスポーツ・レクリエーション施設の整備を進め、山の人々とまちや市外からの来訪者による交流や活動が生まれ、人と人、活動をつなぎ、新たな価値を創造する「山とまちをつなぐハブ拠点」としての役割を担います。
- ・北部地域にある忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘や里山センターなどの市民の交流の場や、見山の郷などの市内外から買い物に訪れる施設などの既存施設を活用し、来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点づくりを進めます。

▶都市施設・市街地整備の方針 2-2 ▶居住環境の方針 5-2



ダムパークいばきた



忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘



里山センター



見山の郷

② 既存ストック等の活用に向けた開発許可制度等の運用の円滑化・柔軟化

- ・北部地域にある空家などを地域資源と捉え、地域の魅力向上や既存集落のコミュニティの活力維持のために活用していくため、「既存建築物の用途変更ガイドライン」に基づく開発許可制度の弾力的な運用を進めていくとともに、地域課題の解決に向けた地域づくりを行っていきます。

▶土地利用の方針 1-1 ▶居住環境の方針 5-2

(2) “まち”を活かす

① 2コア1パーク&モールの都市構造を活かした「ひと中心」の居心地がよいまちなか形成

- ・市の中心部（まちなか）は、人々が集まり、広域の交通アクセスを担う2つの駅「2コア」が東西に位置し、それらを結ぶ2つの通り「モール」があり、その中間地点には、大きな公園や緑地帯「1パーク」があります。
- ・2つの駅間が広く、中間にゆとりあるみどりの空間があることで、歩きやすく、過ごしやすい魅力的なエリアになるポテンシャルがあります。
- ・このポテンシャルのある都市構造を「2コア1パーク&モール」と捉え、面的な視点で捉えて必要な都市機能を誘導し、相乗効果のあるまちづくりを推進していきます。
- ・おにクルの開館で見られるようになった、多様な“人々”が大小さまざまな“場”で、くつろいだり、チャレンジしたり、出会ったりと、思い思いの“活動”が日常的に繰り広げられるような“景色”が生まれるような「ひと中心のまちなか」への共感を広げていきます。



「2コア1パーク&モール」の都市構造

▶都市施設・市街地整備の方針 2-1 ▶土地利用の方針 1-2

② 駅前ならではの質の高い都市機能の誘導（2コア）

- ・2つの駅周辺エリアでは、市民のニーズや生活利便に応える多様な施設機能を組み込むことで、市民の定期的な来訪の増加を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、安全で居心地のよい空間づくりを行っていくことで、周辺エリアの魅力と回遊性を高めていきます。
- ・阪急茨木市駅周辺においては、中核的な役割を担う病院の確保に向けた取組を推進していきます。



JR 茨木駅



阪急茨木市駅

▶土地利用の方針 1-2 ▶都市施設・市街地整備の方針 2-2

▶交通体系の方針 3-2 ▶都市防災の方針 4-1

③ 既存ストックや公共空間活用による魅力ある都市空間の創出（1パーク）

- ・中心市街地の真ん中に公共空間を集積した「パーク」では、おにクルと広場の活用とともに、中央へと歩いて訪れる目的をつくることで、恒常的な賑わい創出を図っていきます。
- ・また、数々の社会実験を通じて培われてきた、多様な主体の活動やネットワークを推進力として、エリア全体の活性化につなげていきます。
- ・豊かな緑や桜並木がありゆったり散策できる元茨木川緑地は、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあるため、この再生を目指して「元茨木川緑地リ・デザイン」を推進しています。



IBALAB@広場



元茨木川緑地

▶土地利用の方針 1-2 ▶都市施設・市街地整備の方針 2-1、2-2

▶みどり・都市環境の方針 6-1

④ 2つのコアを結ぶ歩きたくなる空間デザインのストリートの創出（モール）

- ・ 中心市街地の東西軸となる 2 つの通りは、歩道が狭く、自動車中心の道路となっているのが現状です。この通りを歩きたくなる空間デザインのストリートとしていくことで、商店街をはじめとする商業空間や公共施設との連続性を形成していきます。

▶[土地利用の方針 1-2](#) ▶[都市施設・市街地整備の方針 2-2](#)
▶[交通体系の方針 3-2](#) ▶[景観形成の方針 7-2](#)



中央通り（2040 年ごろのイメージ）



東西通り（2040 年ごろのイメージ）

（3）“山” と “まち” をつなぐ

① 地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進（“水と緑”をつなぐ）

- ・ 北部地域の豊かな緑や安威川、元茨木川緑地、公園などの地域資源のネットワーク化により、本市の魅力向上や生物多様性の保全など、人と自然が共生する都市づくりを推進していきます。

▶[都市施設・市街地整備の方針 2-1](#)
▶[みどり・都市環境の方針 6-1、6-2](#)
▶[景観形成の方針 7-1](#)



② 山とまちの移動を支える交通ネットワークの機能充実（“みち”をつなぐ）

- ・ 公共交通や自転車などの多様な移動手段の確保や災害時の移動経路の確保により、山とまちをつなぐ交通ネットワーク機能の充実を図ります。

▶[都市施設・市街地整備の方針 2-1](#)
▶[交通体系の方針 3-1、3-2、3-3](#)

③ 山とまちのつながりや賑わいを広げる取組の推進（“人と活動”をつなぐ）

- ・ 多種多様な活動が見られる「おにクル」と豊かな自然を活かした「ダムパークいばきた」を拠点に、人々の往来や活動を促し、つながりと賑わいを広げていきます。

▶[共創のまちづくりの進め方](#)

戦略2 拠点と生活圏の維持・充実による“暮らし”の質を高める

本市の居住環境を支える「拠点とネットワーク」の維持・充実を図るとともに、暮らしに直結する住まい近傍の「生活圏」の質の向上により、市民の暮らしの質の向上につなげていきます。

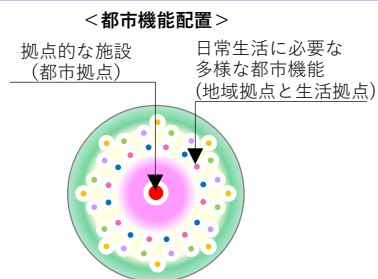
（1）拠点と生活圏の維持・充実

①地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実

- ・鉄道駅を有する地域拠点において生活利便施設や駅前の滞在空間などと公共交通などのネットワークと連携した拠点機能の維持・充実を図ります。

▶都市施設・市街地整備の方針2-2

▶交通体系の方針3-1、3-2

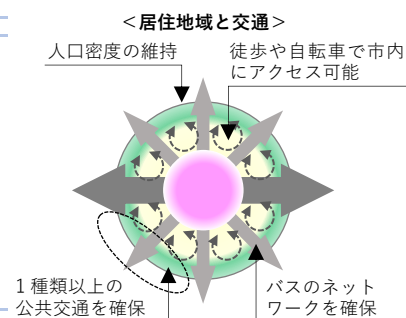


②生活拠点での生活機能の維持・充実

（暮らしやすさを維持するための予防的対応）

- ・生活拠点において、生活機能の充足状況を踏まえた、都市空間の質の向上や生活を支える機能の維持・充実を図ります。

▶都市施設・市街地整備の方針2-2



立地適正化計画の目指す都市構造

③生活圏での暮らしの質の向上

- ・住まい近傍の生活圏において、公園などの公共空間や空家・空き地などの既存ストックの有効活用、リモートワークや職住近接、ICT技術活用など、事業者との連携などにより、暮らしの質と魅力の向上を図ります。
- ・人口減少や高齢化が特に進むエリアにおいて、地域コミュニティにおける人のつながりやさまざまな活動団体の相互の結びつきを促すソーシャルキャピタル（社会関係資本）の充実により、居住環境の維持・充実を図ります。

▶土地利用の方針1-2 ▶居住環境の方針5-2 ▶みどり・都市環境の方針6-1

（2）交通ネットワークの充実・強化

①拠点間を結ぶ主要ネットワークとなる道路整備の推進と渋滞解消

- ・（都）茨木寝屋川線や（都）駅前太中線などの整備や市の中心部への交通流入抑制や機能分担などによる市内の交通渋滞対策を推進します。

▶都市施設・市街地整備の方針2-1 ▶交通体系の方針3-2 ▶居住環境の方針5-2

②公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実

- ・公共交通の維持と利便性の向上や地域との協働による新しい交通手段の導入などにより、移動の選択肢の充実を図ります。

▶都市施設・市街地整備の方針2-1 ▶交通体系の方針3-1、3-2、3-3 ▶居住環境の方針5-2

戦略3 魅力的な“場”と多様な“活動”により“景色”を創る

市民などの多様な主体との活動のプロセスを重視しながら、場づくり、関係づくり、活動づくりのステップを進めることで、活動の景色を広げ、市域全体につながりと賑わいを創出します。

○活動が“景色”となるまちづくりの進め方（▶共創のまちづくりの進め方）

	山（北部地域）	まち（中心部）
	安威川ダム周辺（ダムパークいばきた）	おにクル周辺（IBALAB@広場、元茨木川緑地）
	<ワークショップや社会実験の効果>	
1 場づくりのプロセス	・場づくりに向け、市民等の多様な主体がワークショップなどに参加し、意見やアイデアを出し合います。 ・場ができたことを想定しながら、出された意見やアイデアを実際にやってみる「社会実験」を実施します。 ・得られた効果を反映しながら、場づくりを進めていきます。	
	<“場”の整備による効果>	
2 場づくり	・市内外からの来訪により、観光や憩いなどさまざまな活動が行われます。 ・地域住民により、イベントや農産物の販売など、地域ならではの活動が行われます。	・子育て世代が集まり、交流し、相談や情報交換が活発に行われます。 ・多世代が文化・芸術などの発表のための「ハレの場」として利用します。 ・学生を中心に多世代が憩い、遊びや学びの活動のために訪れます。 ・元茨木川緑地は、市民ニーズを取り入れた機能導入により、より愛着ある空間に生まれ変わります。
	<“場”の周辺に波及する効果>	
3 関係づくり	・市内外からの来訪者と地域住民の交流が生まれ、北部地域への興味・関心が増します。	・各機能が複合化や徒歩圏内に立地することで、通勤・通学や施設利用など、メインの用事の「ついで」による相乗効果が期待されます。 ・学生や子育て層など、これまで賑わいや活性化に活かしきれていなかった、若い世代をターゲットにした新たな関係づくりの「きっかけ」が生まれます。
	<全体に波及する効果>	
4 活動づくり	・ダムパーいばきたから「見山の郷」「忍頂寺スポーツ公園」「里山センター」などの施設への来訪が増えるなど、地域への関りによる関係人口の増加につながります。	・多様な主体が、“次なる茨木グランドデザイン”の取組を通じて、活動することで、エリアの活性化につながります。 ・さまざまな取組を通じて発信される情報などから、多様な人々の回遊行動により生じる新たなターゲットやニーズに即した店舗の新規出店など、活発な経済活動によるまちの新陳代謝が持続します。
	<中長期的な視点で期待される全市的な効果>	
5 効果の広がり	・人口減少においても、市内外からの来訪により、多世代が市の中心部で活動することで、交流・関係人口が増加し、賑わいが持続していきます。 ・市の中心部における活動や賑わいにより、情報や人のネットワークが広がることで、定住人口の維持が期待でき、郊外部を含めた居住地域全体の持続につながります。 ・北部地域における関係人口の増加等により、地域全体の活力向上につながります。	

戦略4 産官学民の多様な連携によりまちを創る

これまでの都市づくりで創出された新たな魅力・強みである「大学」や「事業者」の持つ力を活かして、市民の参画のもと、地域の魅力向上や課題解決につなげる「共創のまちづくり」を推進していきます。

○市民と共に創るまちの姿の実現に向けた各主体の役割（▶共創のまちづくの進め方）

市民など	・まちづくりへの理解 ・まちづくりへの積極的な参加 ・計画への意見・アイデア提案 ・地域課題の解決に向けた主体的取組 等	共創のまちづくり
事業者	・まちづくりへの理解 ・事業活動を通じたまちづくりへの参加 ・ノウハウなどの活用による社会貢献・地域貢献 等	
大学	・まちづくりへの理解 ・情報や人材の提供 ・まちづくりの調査・研究・助言 ・市民・事業者・行政をつなぐ中立的立場としての参加 ・大学生による地域での実践 等	
行政	・市民等への情報や機会の提供 ・まちづくり活動への支援 ・各主体の連携の支援 等	

■第2章の構成と各章との関連性について

第2章の構成と第1章の関連性を以下に示します。

第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

○都市づくり戦略



第2章 全体構想

1 将来都市構造

(1) ゾーン

- ① 里地里山ゾーン
- ② みどり・田園ゾーン
- ③ 市街地ゾーン

(2) 軸

- ① 水と緑の軸
- ② ひと中心の賑わい軸
- ③ 山とまちをつなぐ軸

(3) 拠点

- ① 山とまちをつなぐ ハブ拠点
- ② 都市拠点
- ③ 地域拠点・生活拠点



2 分野別の都市づくり方針

《都市計画分野の方針》

(1) 土地利用

(2) 都市施設・市街地整備

《関連分野の方針》

- (3) 交通体系
- (4) 都市防災
- (5) 居住環境
- (6) みどり・都市環境
- (7) 景観形成

第2章

全 体 構 想

1 将来都市構造

将来都市構造は、本市を構成する自然環境や土地利用を基軸として、主要な都市機能の配置など将来あるべき都市の骨格的な構造を示すものです。

(1) ゾーン

①里地里山ゾーン	・北部地域の市街化調整区域を「里地里山ゾーン」と位置づけ、里地里山の自然環境や集落環境を維持・保全するとともに、地域資源を活用し、地域の魅力向上に資する土地利用を図るゾーンとします。
②みどり・田園ゾーン	・市街化区域に隣接する市街化調整区域を「みどり・田園ゾーン」と位置づけ、無秩序な市街地の拡大を抑制し、農地などのみどりの保全を図るゾーンとします。
③市街地ゾーン	・市街化区域を「市街地ゾーン」と位置づけ、現状の居住地域の維持・充実や都市機能の誘導、産業の集積など、地域特性に応じた土地利用を図るゾーンとします。

(2) 軸

①水と緑の軸	・河川や公園・緑地などの自然資源をつなぎ、山とまちの魅力や賑わいをつなぐ軸とします。
②ひと中心の賑わい軸	・市の中心部の東西軸（東西通り・中央通り）を、車中心からひと中心の歩きたくなる空間デザインのストリートとし、商業空間や公共施設等との面的な連続性を形成する軸とします。
③山とまちをつなぐ軸	・主要な幹線道路を環状でつなぎ、市内の交通ネットワークの機能強化や市の中心部の渋滞解消を図る軸とします。

(3) 拠点

①山とまちをつなぐハブ拠点	・安威川ダム周辺を「山とまちをつなぐハブ拠点」と位置づけ、民間事業者との連携のもと、北部地域にある交流施設などの地域資源を活かし、関係人口・活動人口拡大につながる拠点とします。
②都市拠点	・中心市街地を「都市拠点」と位置づけ、2コア1パーク&モールの都市構造を活かした、都市機能の誘導と居心地が良い、歩いて楽しい「ひと中心」のまちなかを形成する拠点とします。
③地域拠点・生活拠点	・一定の商業施設が立地、集積し、地域住民の生活を支えている地域を「生活拠点」とします。 ・生活拠点の機能を兼ねつつ、交通結節点機能を有する地域を「地域拠点」とします。

全体構想



2 分野別の都市づくり方針

分野別の都市づくり方針は、土地利用、都市施設・市街地整備といった都市整備を行う上での考え方や進め方などを示します。

また、交通体系、都市防災、居住環境、みどり・都市環境、景観形成については、分野ごとの計画が策定されており、それら計画との連携を前提に大きな方針のみを示すこととします。

(1) 土地利用の方針

方針 1-1

都市計画制度などの運用による土地利用規制・誘導

都市計画制度などの適宜・適切な運用により、都市の特性に合わせた適切な土地利用誘導を図り、質の高い都市空間の形成などによる持続可能な都市づくりを推進します。また、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、周辺環境への影響を考慮した適切な土地利用を計画的に進めます。

取 組 内 容

①里地里山ゾーン（市街化調整区域）

- ・北部地域については、里地里山の自然環境や集落環境を維持・保全します。
- ・そのうえで、北部地域にある空家などの既存建築物の活用にあたっては、地域の魅力向上や既存集落のコミュニティの活力維持に資するものに限定し、地域の理解のもとで、「北部地域における既存建築物の用途変更ガイドライン」などにより、開発許可制度の弾力的な運用を図ります。

②みどり・田園ゾーン（市街化調整区域）

- ・市街地に隣接する市街化調整区域においては、無秩序な開発を抑制します。
- ・そのうえで、開発許可制度の運用による適切な土地利用を図ります。
- ・市街化調整区域の農地などについては、都市における貴重なみどりとして保全します。
- ・そのうえで、住居系以外の土地利用にあたっては、地域の魅力や課題解決に資するものに限定し、農業振興施策などとの調整を図りつつ、都市計画制度を活用して、適切に誘導します。

③市街地ゾーン（市街化区域）

- ・立地適正化計画によるコンパクトな居住地域の維持・充実に向けて、適宜・適切に用途地域など都市計画の見直しを図るとともに、地区計画や土地区画整理事業などを活用した、地域特性に応じた土地利用誘導を図ります。
- ・一定規模以上の開発や建築計画に対しては、建築物単体の形態ではなく、周辺との調和を考慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・市街化区域内にある農地などについては、農地が持つ多面的な役割を踏まえ、生産緑地制度の適切な活用などを通じて、都市農地の維持・保全・活用を図ります。

方針 1-2

土地利用ゾーニングに応じた適正な土地利用の誘導

居住誘導区域における生活に身近な都市機能の維持・充実や都市機能誘導区域における魅力向上に資する都市機能の誘導及び、産業集積地域における工場などの操業環境の維持など、土地利用ゾーニングに応じた適切な土地利用を進めます。

取 組 内 容

①居住誘導区域

- ・居住誘導区域内においては、暮らしを支える医療、福祉、子育て、商業などの生活利便施設の維持・充実を図るとともに、徒歩、自転車及び公共交通などの利用環境の向上や暮らしの憩い、潤いとなる公園、緑地などのみどりの空間の活用などの促進により、暮らしやすさの維持・充実を図ります。
- ・特に、郊外部の一団の住宅地においては、将来の人口減少・高齢化の進展による暮らしやすさの低下の予防的対応として、地域住民と地域の課題や将来像を共有し、将来にわたって豊かな暮らしとコミュニティを持続していくための地域の取組を支援していきます。
- ・居住誘導区域外における一定規模以上の住宅地開発などにおいては、立地適正化計画に基づく届出制度の適正な運用を図ります。
- ・特に、工業地域における住宅系の開発などに対しては、「茨木市開発行為等の手続等に関する条例」などに基づく協議、指導を行います。
- ・特に、災害リスクの高いエリアにおける住宅系の開発などに対しては、リスクの周知に努め、できるだけ居住しないように誘導します。

②都市機能誘導区域

- ・2コア1パーク&モールの都市構造を活かし、居心地が良い、歩いて楽しいまちなかを形成するとともに、駅周辺やおにクル・市役所周辺を中心にしながら、面的な視点で捉えて必要な都市機能の誘導を図ります。

③産業集積地域

- ・恵まれた交通・立地条件（彩都、幹線道路沿道など）や知的資源を活かし、経済や暮らしを支える産業の創出を図るとともに維持に努めます。
- ・地区計画制度や立地適正化計画による届出制度などの活用・運用により、工業地域における住宅建設を原則として制限するとともに、産業が集積する地域における住宅地開発においては、開発区域内に緑地などの緩衝帯を設けるなど操業環境への配慮に努めます。

方針 1-3

社会経済情勢に応じた土地利用への対応

社会経済情勢に応じ、周辺都市との連携のもと、広域化している産業活動や市民活動に対応した整備を進めます。また、人口減少などの進行に伴い、都市の内部においてランダムに発生する空家・空き地などの低未利用地の発生に対応するため、その動向を注視しながら、適切な土地利用誘導や地域資源としての活用に向けた方策などを検討していきます。

取 組 内 容

①大規模集客施設・物流施設などの施設立地に対する土地利用への対応

- ・周辺の住環境や自然環境などに配慮したものとなるよう土地利用を誘導します。
- ・広域に影響・効果がある施設立地については、周辺都市との連携による土地利用を誘導します。

②低未利用地や工場跡地などの動向注視と対応方策の検討

- ・低未利用地や工場跡地などの発生動向を注視しながら、適切な土地利用誘導や地域資源としての活用に向けた方策などについて検討します。
- ・所有者不明土地や建物について、動向に注視しながら必要な対応を検討します。

(2) 都市施設・市街地整備の方針

方針 2-1

都市施設の維持・充実

必要な都市基盤施設の整備・更新を進めるとともに、高度経済成長期に整備された都市基盤施設や公共施設などの施設のあり方検討及び長寿命化・耐震化などによる既存ストックの有効活用を進めます。

取 組 内 容

①交通施設（道路・駅前広場等）

- ・都市計画道路・駅前広場などは、周辺の事業を契機とした都市計画の変更や長期未着手路線の適宜・適切な見直しなどについて検討し、優先度を踏まえた整備を推進します。
- ・（都）茨木寝屋川線や（都）駅前太中線の整備促進など、周辺地域間のスムーズな移動を支え、市の中心部への通過交通の流入を抑制する環状道路体系を形成します。
- ・（都）茨木箕面丘陵線や（都）上郡佐保線の整備促進、国道 171 号などの主要な交差点の改良などにより、混雑緩和や安全性の向上、災害時の移動経路の確保を図る環状道路体系を形成します。
- ・舗装や橋梁については、長寿命化や耐震化など、道路施設の特性に応じた適切な維持管理に努めます。
- ・細街路については、土地所有者の理解と協力を得た適切な整備の促進により、防災機能の向上や良好な住環境を創出します。

②公共空地（公園・緑地等）

- ・元茨木川緑地は、水と緑の軸として、元茨木川緑地リ・デザイン計画に基づき、良好な緑地として保全・整備、管理運営を進めます。
- ・水と緑の軸上にある西河原公園については、公園施設の老朽化や周辺地域のまちづくりの進展などを踏まえ、官民連携などによる魅力向上に取り組みます。
- ・彩都の大規模開発に伴う一部の未整備の公園などについては、市街地整備に合わせて必要な機能などの検討を行います。
- ・既設公園については、公園施設長寿命化計画、バリアフリー基本構想や地区の特性などを踏まえ、計画的に施設の更新や改良を行うとともに、災害時には避難場所としての活用を図ります。

③処理施設（下水道・汚物処理場・ごみ焼却場）

- ・下水道ストックマネジメント計画及び下水道総合地震対策計画に基づき、管路施設及びポンプ場の維持管理を行うとともに、施設の長寿命化・耐震化を図ります。
- ・雨水基本構想に基づき、重点区域を中心として、水路拡幅、雨水管渠の整備、管渠能力の増強及びポンプ場におけるポンプの増設を実施するなど浸水被害の軽減を図ります。
- ・衛生センター（汚物処理場・ごみ焼却場）については、適正処理ができるよう継続して維持管理を行うとともに、本市のごみ処理行政の将来的な姿を踏まえ、施設の更新などに取り組みます。

④流通業務市街地・団地

- ・物流の効率化・多様化に向けた整備や円滑な機能更新を図ります。

⑤公共施設

- ・既設の公共施設については、適切な保全に計画的に取り組むことで、建物のさらなる長寿命化や快適性の向上を図ります。
- ・災害時の減災対策や脱炭素化、バリアフリー化など、時代の要請に対応した安全性確保や機能向上を図ります。

方針2-2

市街地・拠点整備の推進

地区計画や土地区画整理事業などの制度を活用し、地域特性に応じた計画的な市街地整備を進めます。また、拠点としての機能強化や魅力向上を図り、誰もが訪れたい・暮らしてみたい・暮らしやすいと思える都市づくりを進めます。

取組内容

①計画的な市街地整備の推進

- ・彩都東部地区においては、北大阪地域の経済の活性化を図るため、民間の活力を活用し、研究施設、生産施設などの産業系施設の集積を目指し、地区計画や土地区画整理事業などにより、周辺環境に配慮した整備を推進します。

②山とまちをつなぐハブ拠点（安威川ダム周辺）

- ・北部地域の資源や魅力のネットワーク化を進めるとともに、既存の公共空間や既存ストック（空き地、空家などの遊休空間）の利活用による新たな魅力づくりにより、ネットワークを広げていきます。
- ・ダムパークいばきたについては、ダム湖周辺の地域資源を活かしたスポーツ・観光レクリエーション施設として、官民連携による整備・運営を行います。
- ・忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘、里山センター、見山の郷周辺については、市外から観光などで訪れる来訪者と地域住民との交流を促進するための拠点づくりを進めます。

③都市拠点（中心市街地）

- ・居心地が良く、歩いて楽しい「ひと中心」のまちなかを目指し、「2コア1パーク&モール」の都市構造を活かし、エリア全体を面で捉えた戦略的な都市づくりを展開します。
- ・JR 茨木駅や阪急茨木市駅周辺においては、商業・文化・生活支援などの都市機能が集約する「都市拠点」としての機能の強化と交通結節点としての駅前広場の機能向上を図るとともに、地域の中核的な役割を担う病院の確保による都市機能・防災機能の強化を図ります。
- ・中央公園では、おにクルの更なる活用を進めるとともに、北側のエリアでは、官民連携により、必要な都市機能の導入や周辺環境と調和した整備を進めます。
- ・東西軸（中央通り・東西通り）については、歩きたくなる空間デザインのストリートとしていくことで、商店街をはじめとする商業空間や公共施設との連続性を形成していきます。
- ・市道市役所前線の一部区間については、2コア1パーク&モールの都市構造やおにクル整備による影響などを踏まえ、安全性や快適性などの向上を図るため、空間再編に取り組みます。

④地域拠点・生活拠点

- ・地域拠点の維持・充実に向けて、駅を核とした周辺エリアの都市機能、鉄道駅周辺における拠点機能・交通結節機能の充実を図ります。
- ・総持寺駅周辺エリアにおいては、駅を核とした周辺エリアの都市機能・交通結節機能の充実を図ります。
- ・生活拠点の維持・充実に向けて、住まい近傍の生活圏の生活機能の充実を図ります。
- ・土地区画整理事業により整備された南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）においては、南部地域の新たな生活拠点として、都市機能や防災機能の充実を図ります。

(3) 交通体系の方針

方針 3-1

公共交通を基本とした、人と環境にやさしい交通環境の構築

市内の移動手段の中心となる公共交通を基本とするほか徒歩や自転車の通行環境を改善することにより、自動車に頼らなくても移動でき、人と環境にやさしい交通環境を構築するための施策を推進します。

取 組 内 容	関 連 計 画
①市街地における公共交通の充実 ・バス路線再編などの検討（市街地において重複するバス路線の効率化検討 等） ・多様なタクシーサービスの展開（ユニバーサルデザインタクシーなどの導入 等） ②安全な歩行空間の確保 ・歩行空間のバリアフリー化（バリアフリー基本構想に基づく整備推進 等） ・歩行者安全対策の推進（安全な歩行空間の整備 等） ③安全で快適な自転車利用環境の形成 ・安全で快適な自転車通行空間の整備（自転車走行環境の向上 等） ・レンタサイクルなどの利便性向上（レンタサイクルなどの拡充 等） ④公共交通利用意識の醸成 ・モビリティ・マネジメントなどの推進	・総合交通戦略 ・バリアフリー基本構想 ・自転車利用環境整備計画

方針 3-2

多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築

周辺都市への通勤通学や、市内の日常生活、休日における市外からの来訪も含めた多様な都市活動を支援するため、公共交通の利用環境の改善や、自動車交通の円滑化を図り、地域の活性化につながるような交通環境を構築するための施策を推進します。

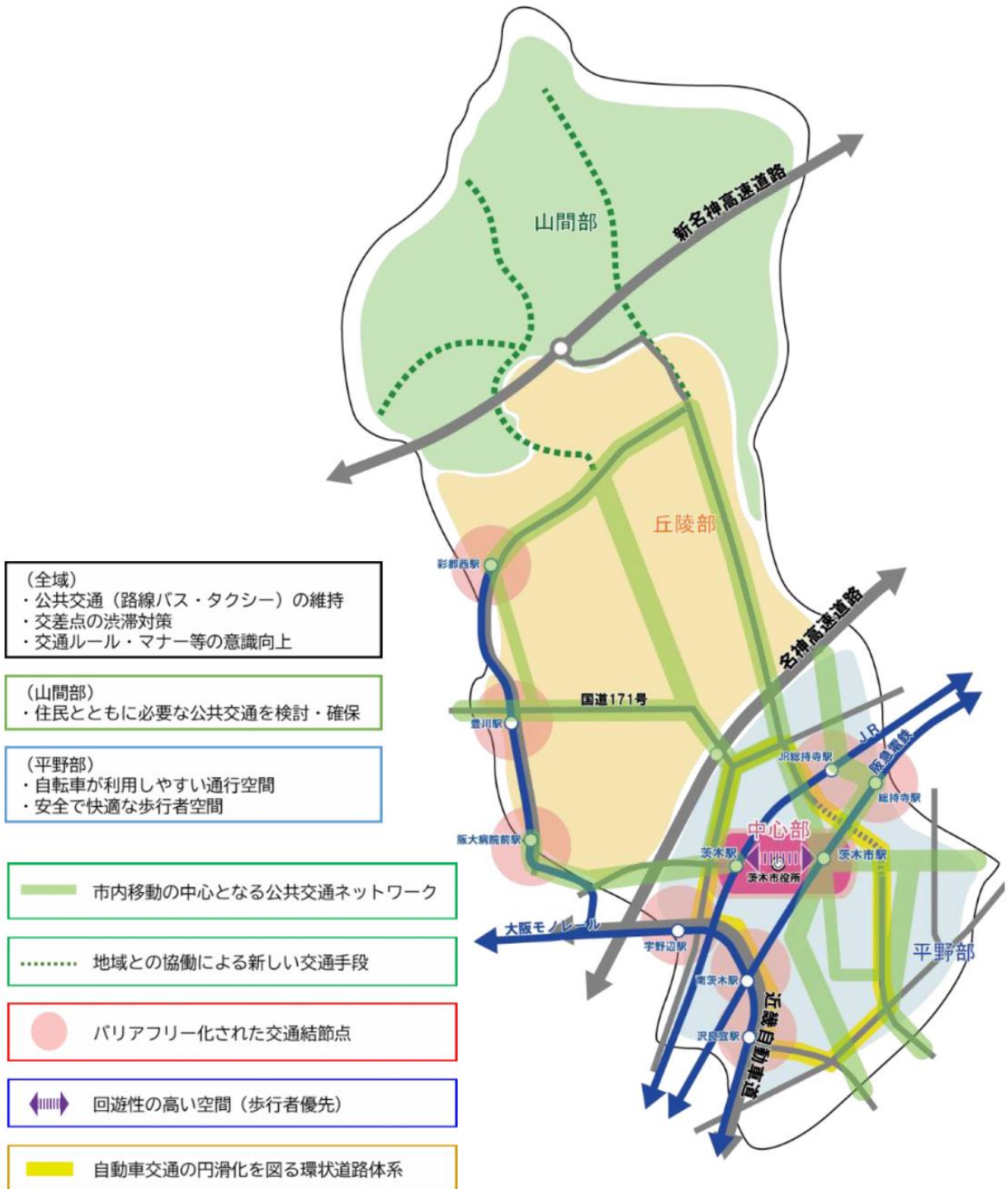
取 組 内 容	関 連 計 画
①公共交通利用環境の改善 ・交通結節点などの機能強化（駅前広場の整備 等） ・バスのサービス向上（バス専用・優先レーンの設置検討、サイクル&バスライド用駐輪場の設置検討 等） ②中心部での回遊性の高い魅力的な歩行空間の創出 ・道路空間の再配分（JR 茨木駅～阪急茨木市駅間の一方通行化、中心部への通過交通の抑制 等） ③自動車交通の円滑化 ・道路整備の推進（都市計画道路の整備、交差点の渋滞対策 等）	・総合交通戦略

方針 3-3

社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築

全国的な公共交通の運転士不足などにより、これまでの交通環境を維持することが難しくなる可能性があります。山間部などの路線バス利用が著しく不便になる地域において、交通 ICT 技術の活用も含め、地域と一緒に新しい交通手段の導入に向けて取り組みます。

取 組 内 容	関 連 計 画
① 地域との協働による新しい交通手段の導入 ・地域が主体となった交通手段の導入（自家用有償運送事業などの導入検討 等） ・地域活力の創造・維持に寄与する移動手段の確保（公共交通を補完する移動手段の確保、山間部を訪れる観光客などの移動手段検討 等） ・交通 ICT を活用した新たな交通手段の導入検討（公共交通における自動運転の導入検討 等）	・総合交通戦略



(4) 都市防災の方針

方針4-1

災害に強い都市づくりの推進

防災空間の整備や市街地の面的整備、道路・橋梁施設などの耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化を図ります。また、河川氾濫による災害を未然に防止するため、流域全体で水災害防止に取り組む流域治水対策として、内水氾濫対策や土砂災害対策を推進します。

取 組 内 容	関 連 計 画
①都市の防災機能の強化 ・ 防災空間の整備（避難地としての公園の整備、避難路の整備・無電柱化 等） ・ 建築物の不燃化・耐震化・長寿命化の促進 ・ 土木構造物の耐震化・長寿命化の促進 ②水災害（洪水・浸水・土砂災害等）の予防対策の推進 ・ 立地適正化計画に基づく届出制度による災害リスクが低い区域への居住誘導 ・ 水害予防対策の推進（河川・水路の改修、建築物などの浸水対策、総合的な治水対策、下水道施設の整備、総合的な浸水対策の推進 等） ・ 土砂災害の予防対策（宅地造成及び盛土対策の推進 等）	・ 地域防災計画 ・ 国土強靱化地域計画 ・ 立地適正化計画（防災指針） ・ 雨水基本構想 ・ 住宅・建築物耐震改修促進計画

方針4-2

災害復旧・復興のための事前対策

大規模災害時において迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう、防災拠点機能などの確保・充実を図るとともに、事業者などとの間で連携強化及び、協力体制の構築など、総合的な防災対策を推進します。また、平時から災害の発生を想定した復興事前準備に取り組み、有事の際にも迅速に復興できる都市を形成します。

取 組 内 容	関 連 計 画
①リスク周知や防災意識の向上 ・ 防災意識の高揚（ハザードマップの周知啓発、防災知識の普及啓発、防災教育などの推進 等） ②総合的な防災体制の整備 ・ 自主防災体制の整備（自主防災組織の育成 等） ・ 自治体被災による行政機能の低下などへの対策（業務継続体制(BCP)の整備 等） ・ 避難受け入れ体制の整備（避難地・避難路の指定、指定避難所の充実、避難誘導体制・広域避難体制の整備 等） ・ 地域住民、防災ボランティア団体、事業者、大学などとの連携（災害時援助協定の締結 等） ③災害後を見据えた都市づくりの推進 ・ 復興まちづくりのための事前準備の取組検討	・ 地域防災計画 ・ 国土強靱化地域計画 ・ 立地適正化計画（防災指針）

(5) 居住環境の方針

方針5-1

多様なライフスタイルに応じた良好な居住環境の形成

住み慣れた住宅で安心して住み続けられるよう住宅の適切な維持管理などによる良質なストックの形成を推進するとともに、多様なライフスタイルに応じた住まいの確保に向けた居住環境づくりを進めます。

取 組 内 容	関 連 計 画
①日常からの維持管理の実践 ・良質な住宅ストックの形成（長期優良住宅認定制度の推進、耐震診断・耐震改修補助制度の活用促進 等） ・空家化の予防や空家の適正な管理（空き家バンク制度の活用 等） ②分譲マンションの主体的な維持管理の推進 ・分譲マンションの管理の適正化、適切な維持・管理の推進 ③公営住宅をはじめとした賃貸住宅の適切な維持 ・市営住宅などの公営賃貸住宅の維持管理と適正な管理運営（長寿命化計画に基づく市営住宅の維持・改修 等） ・民間賃貸住宅の維持管理の促進によるストックの確保（耐震診断・耐震改修補助制度の活用促進 等） ④世帯や年齢等に応じた多様な住まいの確保 ・若年・子育て世帯の定住促進（新たな住まい方の情報提供 等） ・高齢者や障害者にやさしい住まいづくり	・居住マスタープラン ・空家等対策計画 ・分譲マンション管理適正化推進計画 ・住宅・建築物耐震改修促進計画

方針5-2

住みやすい居住環境の維持・充実

住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう生活利便性の維持・向上を図るとともに、地域特性を活かし、魅力を備えた住みやすい居住環境が持続する取組を進めます。また、郊外住宅地や北部地域においては、良好な居住環境の維持に向けた住まいの取組を進めます。

取 組 内 容	関 連 計 画
①住まいを支える都市環境の維持・充実 ・良好な居住環境の形成に向けた空家の利活用と適正管理推進（管理不全の空家に対する適正管理の啓発、空き家バンク制度の活用 等） ②環境に配慮した居住環境の形成 ・住宅・住宅地における低炭素化の推進（低炭素ライフスタイル・低炭素建築物認定制度の普及・啓発 等） ③郊外住宅地の維持・更新 ・居住環境の維持・更新に向けた住宅ストックの有効利用（空き家バンク制度の活用、空家の適正管理や利活用に向けた啓発や情報発信 等） ・地域住民主体の居住環境の維持に向けた取組推進（地域のまちづくり活動支援、地域自治組織などでの協議の場づくり 等） ④北部地域（いばきた）の暮らしの維持 ・地域の実情を踏まえた定住への取組推進（空き家バンク制度の活用 等） ・既存ストックを活用した魅力づくり（北部地域の課題解決に向けた仕組みをデザインする「いばきたデザインプロジェクト」の推進、ガイドラインに基づく既存建築物の用途変更による空家の利活用 等）	・居住マスタープラン ・空家等対策計画

(6) みどり・都市環境の方針

方針 6-1

みどりを活かした都市づくりの推進

充実した暮らしや営みを実感できるよう、市民生活や都市活動の場においてみどりの利用・活用を図るとともに、より多くの市民がみどりに関わる取組を推進します。また、市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素として、質の高いみどりを保全・創造します。

さらに、グリーンインフラが有する機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、自然災害への対応など）を社会におけるさまざまな課題解決に活用していきます。

取 組 内 容	関 連 計 画
①活動の場としての活用 ・地域コミュニティやまちづくりのさまざまな活動の場としてみどりの活用 ・みどりに関する普及・啓発と市民団体などのみどりに関わる活動への参加促進 ②質の高いみどりの保全と創造 ・農地などの保全・活用（農地の保全、市民農園の整備 等） ・公園や緑化などの整備と維持管理・運営（公園・緑地の再整備、開発による公園・緑地の確保整備 等） ・まちなか緑の最適化（街路樹の維持管理・更新、地区計画による緑化率の設定 等） ③中心市街地の緑化と元茨木川緑地のり・デザインの取組推進 ・中心市街地の公共用地や民有地の緑化を推進 ・元茨木川緑地り・デザインの取組推進 ④北部地域（いばきた）のみどりを活かした環境づくり ・多様な主体の参加による里地・里山の自然環境の維持・保全	・緑の基本計画 ・元茨木川緑地り・デザイン計画

方針 6-2

環境にやさしい都市づくりの推進

再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進、ライフスタイルの見直しに努め、脱炭素社会の実現を目指します。また、みどりを育む取組や生態系への配慮により、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然と触れ合う機会など人の生活と自然とのバランスの取れた環境にやさしい都市づくりを進めます。

取 組 内 容	関 連 計 画
①脱炭素社会の実現に向けた都市づくりの推進 ・脱炭素型交通・輸送の普及（公共交通機関などの利用促進、レンタサイクルの活用 等） ・温室効果ガス排出量が少ない又は実質ゼロの建物への誘導（住宅や工場・事業所及び公共施設などにおける太陽光発電設備やネット・ゼロ・エネルギー化（ZEH、ZEB 化）の導入・促進 等） ・再生可能エネルギーなどの推進（省エネルギーの実践及び再生可能エネルギーの推進、普及啓発 等） ②生物多様性の保全 ・水とみどりのネットワークの形成 ・生き物や自然との触れ合い創出（水辺空間や既存公園、里地里山の保全 等）	・環境基本計画 ・地球温暖化対策実行計画

(7) 景観形成の方針

方針7-1

適切な規制・誘導による景観形成の推進

茨木市らしさを形成する多様な景観特性（自然景観、市街地景観、歴史的景観、沿道景観）を、さらにうおいや魅力あるものとなるように景観形成を推進します。また、屋外広告物が持つ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、地域の個性を踏まえた良好な広告景観の形成を推進します。

取 組 内 容	関 連 計 画
①景観計画等に基づく良好な景観形成のための規制・誘導等 ・景観条例・景観計画に基づく協議・調整 等 ②屋外広告物の規制・誘導等 ・屋外広告物条例・ガイドラインに基づく屋外広告物の規制・誘導 等	・景観計画 ・屋外広告物ガイドライン

方針7-2

歩きやすく、歩きたくなる魅力ある景観形成の推進

中心市街地では、より統一感のあるまちなみを形成するため、市役所、おにクル、元茨木川緑地などと両駅をつなぐ東西軸（中央通り・東西通り）を、目的地へ向かう期待感や魅力的な雰囲気演出のほか、歩きやすく、歩きたくなる空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていきます。

取 組 内 容	関 連 計 画
①ストリートデザインガイドラインに基づく東西軸における取組の推進 ・人が主役となる魅力ある空間形成につながる場づくりや活動の創出 ・歩きたくなるような沿道空間の景観誘導 ②景観重要公共施設の協議・調整等 ・良好な景観形成のための景観重要公共施設である東西軸（中央通り・東西通り）の整備などに係る協議・調整 等	・景観計画 ・ストリートデザインガイドライン

■第3章の構成と各章との関連性について

第3章の構成と第1章との関係性を以下に示します。

第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

○都市づくり戦略



第3章 地域別構想

1 地域づくりの方針

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 北部地域 | (2) 丘陵地域 |
| (3) 中央地域 | (4) 南部地域 |
| (5) 中心市街地 | |

第3章

地域別構想

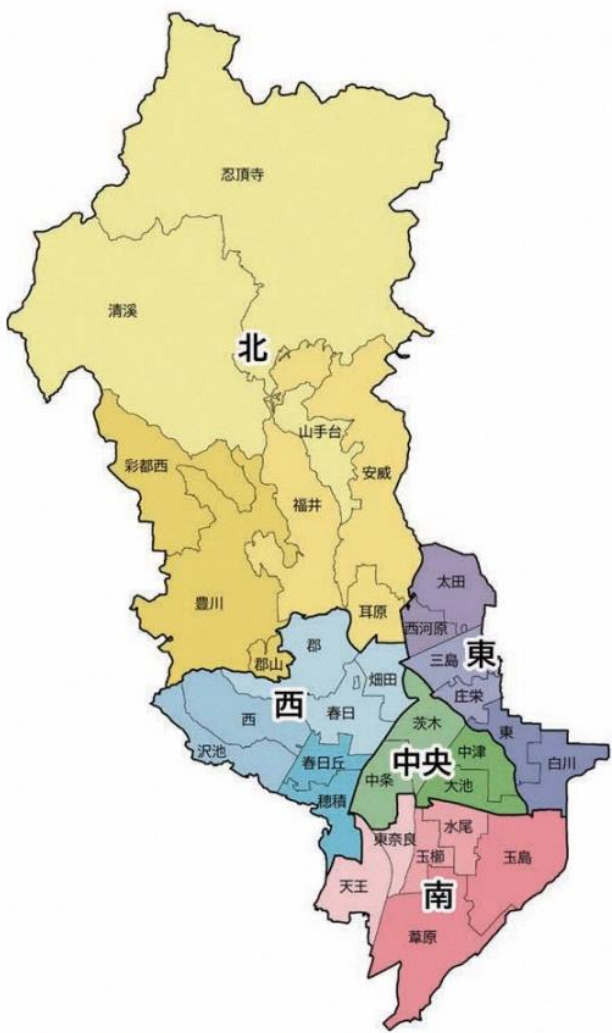
1 地域づくりの方針

市民と共に創るまちの姿の実現に向けては、市域全体の視点と合わせて、地域単位の多様なニーズや特性に応じたきめ細やかな「地域づくり」の視点が必要であり、今後の方向性を即地的・総合的にわかりやすく示した「地域別構想」を新たに位置づけます。

地域区分については、これまでの都市づくりにおいて基本としてきた地形の特性と立地適正化計画において各種生活利便施設のカバー状況を参照している5圏域を踏まえ、市域を「北部地域」「丘陵地域」「中央地域」「南部地域」の4地域に区分します。

また、中央地域に包含される「中心市街地」においては、本市の都市拠点として、都市機能の誘導と活性化を特に進めていくため、別途区分します。

エリア	圏域
清溪	北
忍頂寺	
山手台	
安威	
福井	
耳原	
豊川	
郡山	
彩都西	
太田	東
西河原	
三島	
庄栄	
東	
白川	
春日	西
郡	
畑田	
沢池	
西	
春日丘	中央
穂積	
茨木	
中条	
大池	
中津	南
天王	
東奈良	
玉櫛	
水尾	
玉島	
葦原	



＊小学校区の境界線は令和5年度（2023年度）時点のものです。

《第3次総合保健福祉計画における5圏域》

※第3次総合保健福祉計画では、市内32の小中学校区を、北・東・西・中央・南の5圏域に分けている。

■地域区分



地域名称	圏域	対象小学校区の目安
北部地域	北	清溪、忍頂寺、安威(北)
丘陵地域	北	山手台、安威(南)、福井、耳原、豊川、郡山、彩都西
中央地域 ※中心市街地は別途区分	東	太田、西河原、三島、庄栄、東、白川
	西	春日、郡、畑田、沢池、西、春日丘、穂積
	中央	茨木、中条、大池、中津
南部地域	南	天王、東奈良、玉櫛、水尾、玉島、葦原

(1) 北部地域

■地域の魅力・特性

- ・自然環境に恵まれ、里地里山と一体となった美しい田園景観を残す北部地域は、農産物の生産、レクリエーション面からも重要な地域であり、地域住民はもとより市民全体にとっても公益的な資産として、豊かな恩恵をもたらす貴重な空間となっています。
- ・地域には、「忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘」や「里山センター」などのレクリエーションの場や、「見山の郷」や「キリシタン遺物史料館」などの市内外から買い物や見学に訪れる施設が立地しています。
- ・また、新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備や「安威川ダム」及びその周辺整備として「ダムパークいばきた」が整備されるなど、観光も含めたスポーツ・レクリエーション拠点の形成が期待される地域です。
- ・一方、地域では、若者の流出や高齢化や人口減少が進行しており、農林業の担い手が少なくなり、荒廃農地が増加しているなど集落を取り巻く環境の変化が顕著になっています。



豊かな自然環境



里地里山



里山センター



見山の郷

■目指す地域のイメージ（第1章の「暮らしのイメージ」との関係）

○地域内外の人が関わりながら、里地里山の豊かな資源が大切にされている・・・【イメージ①】

○山とまちとの往来をきっかけに、さまざまな活動や交流が生まれている・・・【イメージ②】

■地域づくりの方針（第1章の「都市づくり戦略」との関係）

①来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点づくり・・・【戦略1-(1)-①】

▶交流施設（里山センター、忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘、見山の里、青少年野外活動センター）

②既存ストック等の活用に向けた開発許可制度等の運用の円滑化・柔軟化・・・【戦略1-(1)-①】

▶里地里山ゾーン

③地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進（“水と緑”をつなぐ）【戦略1-(3)-①】

▶里地里山ゾーン、河川（安威川ダム・安威川）

④山とまちの移動を支える交通ネットワークの機能充実（“みち”をつなぐ）・・・【戦略1-(3)-②】

▶里地里山ゾーン、山とまちをつなぐ軸（耳原大岩線）

⑤山とまちのつながりや賑わいを広げる取組の推進（“人と活動”をつなぐ）・・・【戦略1-(3)-③】

▶山とまちをつなぐハブ拠点（ダムパークいばきた）

■地域に対する市民の声（これからの茨木の都市づくりを考えるオープンハウスより）

自然豊富な場所を
活かしてほしい
(30,70代・男性)

里山を残してほしい
(50代・女性)

ダムパークを使ってもっと
魅力的なまちになってほしい
(60代・女性)

子どもが遊べる場所の
整備に期待
(60代・女性)

もっと自然とまちが
共存してるまちをみたい
(10代・女性)

バス等による高齢者の
動きやすさを考えてほしい
(70代以上・女性)

■地域づくりの方針図

【凡例】

①地域づくりの方針における取組内容

▶第2章の「分野別の都市づくり方針」との関係

①来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点づくり

▶方針 2-2

①既存資源や魅力のネットワーク化

▶方針 2-2



⑤ダム湖周辺の地域資源を活かしたスポーツ・レクリエーション施設としての整備・運営

▶方針 2-2

③安威川などの活用検討

▶方針 2-1、方針 6-1・6-2

凡 例

	国土幹線道路		里地里山ゾーン
	主要幹線道路		水と緑の軸
	地域幹線道路		山とまちをつなぐ軸
	河川		山とまちをつなぐハブ拠点
	公園		
	交流施設		

《地域全体に係る事項》

②空家などの既存ストックの活用

▶方針 1-1、方針 5-2

③里地里山の自然環境や集落環境の維持・保全

▶方針 1-1、方針 5-2、方針 6-1

④交通ネットワークの機能充実

▶方針 2-1、▶方針 3-1、3-2、3-3

(2) 丘陵地域

■地域の魅力・特性

- ・丘陵地域は、旧来からの集落と農地などの豊かな自然景観や歴史文化、大学、研究施設などが立地する歴史・文化環境に恵まれた地域です。
- ・彩都西部地区では、計画的に整備された住宅地やライフサイエンス分野の研究施設などが立地しています。
- ・また、段階的な整備が進められている彩都中部・東部地区では、物流業や製造業などの産業系の事業者の立地が進み、社会情勢の変化に対応しつつ、北大阪の発展に寄与することが期待されている地域でもあります。
- ・一方、郊外部の一団の住宅地である緑豊かな低層住宅地が広がる山手台では、人口減少と高齢化が進みつつあり、予防的な対応が進められています。



彩都西部地区



彩都東部地区



山手台

■目指す地域のイメージ（第1章の「暮らしのイメージ」との関係）

- 生活に必要なものが身近にあり、日常を豊かで便利に過ごすことができる・・・【イメージ④】
- 多様な交通手段によるネットワークがあり、地域内外を便利に移動することができる・・・【イメージ⑤】
- 多様な人とのつながりがあり、多様なコミュニティが育まれている・・・【イメージ⑥】

■地域づくりの方針（第1章の「都市づくり戦略」との関係）

- ① 地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進（“水と緑”をつなぐ）【戦略1-(3)-①】
▶ みどり・田園ゾーン、河川（安威川等）、公園・緑地（彩都東公園）
- ② 地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実・・・【戦略2-(1)-①】
▶ 地域拠点（彩都西駅）
- ③ 生活拠点での生活機能の維持・充実（暮らしやすさを維持するための予防的対応）・・・【戦略2-(1)-②】
▶ 生活拠点（豊川駅、山手台地区、中河原地区）
- ④ 生活圏での暮らしの質の向上・・・【戦略2-(2)-③】
▶ 市街地ゾーン（居住誘導区域、産業集積地）
- ⑤ 拠点間を結ぶ主要ネットワークとなる道路整備の推進と渋滞解消・・・【戦略2-(2)-①】
▶ 山とまちをつなぐ軸（茨木箕面丘陵線、上郡佐保線、山麓線）
- ⑥ 公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実・・・【戦略2-(2)-②】
▶ 市街地ゾーン（居住誘導区域）

■地域に対する市民の声（これからの茨木の都市づくりを考えるオープンハウスより）

子育てしやすい活力ある
まちづくりにしてほしい
(50代・男性)

バスや電車の本数が少なく
移動しにくい
(30代・男性)

新たな交通システムを
考えてほしい
(70代以上・男性)

車で行くと渋滞によくあう。
移動しやすいまちになってほしい
(60代・女性)

近くの公園や広場を自然豊かな
場所にして子供が遊べる場所にな
ってほしい (20代・女性)

彩都は山並みの景観に配慮した
開発してほしい
(70代以上・男性)

■地域づくりの方針図

【凡例】

①地域づくりの方針における取組内容

▶第2章の「分野別の都市づくり方針」との関係

②拠点機能の維持・充実（彩都西駅）

▶方針 2-2

⑤産業集積地の創出（彩都東部地区）

▶方針 1-2、方針 2-2

⑤茨木箕面丘陵線の整備推進

▶方針 2-1、方針 3-2

③拠点機能の維持・充実（山手台地区）

▶方針 2-2

⑤上郡佐保線の整備推進

▶方針 2-1、方針 3-2

③安威川などの活用検討

▶方針 2-1、6-1、6-2

③拠点機能の維持・充実（豊川駅）

▶方針 2-2

⑤山麓線の整備推進

▶方針 2-1、方針 3-2

凡 例	
国土幹線道路	みどり・田園ゾーン
主要幹線道路	市街地ゾーン
地域幹線道路	水と緑の軸
河川	山とまちをつなぐ軸
公園・緑地	地域拠点
大学	生活拠点
産業集積地	

《地域全体に係る事項》

①都市における貴重な緑の保全（みどり・田園ゾーン）

▶方針 1-1、方針 6-1

③生活圏での暮らしの質の向上（市街地ゾーン・居住誘導区域）

▶方針 1-1・1-2、方針 5-2、

④交通ネットワークの機能充実

▶方針 2-1、方針 3-1・3-2・3-3

(3) 中央地域

■地域の魅力・特性

- ・中央地域は、低層・中高層の居住地域や、幹線道路沿道における産業集積など、多様な機能が立地しており、藍野大学や藍野短期大学、追手門学院大学などの知的・人的資源のほか、元茨木川緑地や西河原公園、西穂積丘陵などの自然資源を有している地域です。
- ・また、広域幹線道路である国道 171 号及び名神高速道路の茨木 IC が位置し、複数の鉄道やモノレールなど交通利便性が高い地域でもあります。
- ・居住地域には、生活利便施設が徒歩圏におおむね存在し、公共交通網もおおむね網羅しているなど、暮らしやすい居住環境と交通利便を形成しています。
- ・太田東芝町地区では、住宅地と合わせて、商業施設や大学などの複合開発が行われ、地域住民と大学、事業者による地域づくりの取組が進められています。



JR 総持寺駅



西河原公園



元茨木川緑地

■目指す地域のイメージ（第 1 章の「暮らしのイメージ」との関係）

- 生活に必要なものが身近にあり、日常を豊かで便利に過ごすことができる・・・【イメージ④】
- 多様な交通手段によるネットワークがあり、地域内外を便利に移動することができる・・・【イメージ⑤】
- 多様な人とのつながりがあり、多様なコミュニティが育まれている・・・【イメージ⑥】

■地域づくりの方針（第 1 章の「都市づくり戦略」との関係）

- ①地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進（“水と緑”をつなぐ）【戦略 1-(3)-①】
▶みどり・田園ゾーン、河川（安威川等）、公園・緑地（元茨木川緑地、西河原公園、中央公園）
- ②地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実・・・【戦略 2-(1)-①】
▶地域拠点（JR・阪急総持寺駅及び周辺地区、阪大病院前駅）
- ③生活拠点での生活機能の維持・充実（暮らしやすさを維持するための予防的対応）・・・【戦略 2-(1)-②】
▶生活拠点（宇野辺駅、鮎川地区、太田東芝地区）
- ④生活圏での暮らしの質の向上・・・【戦略 2-(2)-③】
▶市街地ゾーン（居住誘導区域）
- ⑤拠点間を結ぶ主要ネットワークとなる道路整備の推進と渋滞解消・・・【戦略 2-(2)-①】
▶山とまちをつなぐ軸（茨木箕面丘陵線、駅前太中線）、国道 171 号（西河原交差点）
- ⑥公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実・・・【戦略 2-(2)-②】
▶市街地ゾーン（居住誘導区域）

■地域に対する市民の声（これからの茨木の都市づくりを考えるオープンハウスより）

商業施設を増やして
賑わいを生んでほしい
(40 代・男性)

安威川沿いが走りにくい
(ジョギング・自転車)
(50 代・男性)

自転車が多くて道が通りにくい
(30 代・女性)

河川氾濫が心配
災害に強いまちになってほしい
(20 代・男性)

道路が狭く車椅子で
移動している人が大変そう
(10 代・女性)

バス等の公共交通の便が悪い
(60 代・女性)

■地域づくりの方針図

【凡例】

①地域づくりの方針における取組内容

▶第2章の「分野別の都市づくり方針」との関係

①西河原公園の官民連携による魅力向上に向けた取組の推進

▶方針 2-1、6-1・6-2

①元茨木川緑地リ・デザインの推進

▶方針 2-1、方針 6-1・6-2

②拠点機能の維持・充実（阪大病院前駅）

▶方針 2-2

③拠点機能の維持・充実（太田東芝地区）

▶方針 2-2

②拠点機能の維持・充実

（JR・阪急総持寺駅及び周辺地区）

▶方針 2-2、方針 3-2

②拠点機能の維持・充実（宇野辺駅）

▶方針 2-2

⑤駅前太中線の整備推進

▶方針 2-1、方針 3-2

⑤茨木寝屋川線の整備推進

▶方針 2-1、方針 3-2

③拠点機能の維持・充実（鮎川地区）

▶方針 2-2

③安威川などの活用検討

▶方針 2-1、6-1・6-2

凡 例

《地域全体に係る事項》

①都市における貴重な緑の保全（みどり・田園ゾーン）

▶方針 1-1、方針 6-1

③生活圏での暮らしの質の向上（市街地ゾーン・居住誘導区域）

▶方針 1-1・1-2、方針 5-2

④交通ネットワークの機能充実

▶方針 2-1、方針 3-1・3-2・3-3

(4) 南部地域

■地域の魅力・特性

- ・南部地域は、旧来からの集落、土地区画整理事業や大規模開発などで形成された住宅地のほか幹線道路沿道に立地する産業集積地からなる地域です。
- ・また、安威川や元茨木川緑地、市街化調整区域の農地など、自然資源を有しており、広域幹線道路や鉄道、モノレールのほか広域圏を対象とした北大阪流通センターなどが立地する、広域的な交通の要衝となる地域でもあります。
- ・土地区画整理事業により整備された南目垣・東野々宮地区の「イコクルいばらき」では、商業施設や物流施設の進出を核とした南部地域の拠点として、賑わいと活力あるまちづくりが進められています。



南茨木駅



北大阪流通センター



イコクルいばらき

■目指す地域のイメージ（第1章の「暮らしのイメージ」との関係）

- 生活に必要なものが身近にあり、日常を豊かで便利に過ごすことができる・・・【イメージ④】
- 多様な交通手段によるネットワークがあり、地域内外を便利に移動することができる・・・【イメージ⑤】
- 多様な人とのつながりがあり、多様なコミュニティが育まれている・・・【イメージ⑥】

■地域づくりの方針（第1章の「都市づくり戦略」との関係）

- ①地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進（“水と緑”をつなぐ）【戦略1-(3)-①】
▶みどり・田園ゾーン、河川（安威川等）、公園・緑地（元茨木川緑地）
- ②地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実・・・【戦略2-(1)-①】
▶地域拠点（南茨木駅）
- ③生活拠点での生活機能の維持・充実（暮らしやすさを維持するための予防的対応）・・・【戦略2-(1)-②】
▶生活拠点（真砂地区、イコクルいばらき）
- ④活圏での暮らしの質の向上・・・【戦略2-(2)-③】
▶市街地ゾーン（居住誘導区域）
- ⑤拠点間を結ぶ主要ネットワークとなる道路整備の推進と渋滞解消・・・【戦略2-(2)-①】
▶駅前太中線、阪急南茨木平田線（未整備）
- ⑥公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実・・・【戦略2-(2)-②】
▶市街地ゾーン（居住誘導区域）

■地域に対する市民の声（これからの茨木の都市づくりを考えるオープンハウスより）

人が集まる魅力的な整備が大切
（30代・男性）

バスの交通の便が悪く
移動しにくい
（60代・女性）

高齢者が多く、災害時に対応できる
安全、安心な街づくりが必要
（60代・女性）

南茨木駅周辺に公園等の人が
賑わう場所がほしい
（40代・男性）

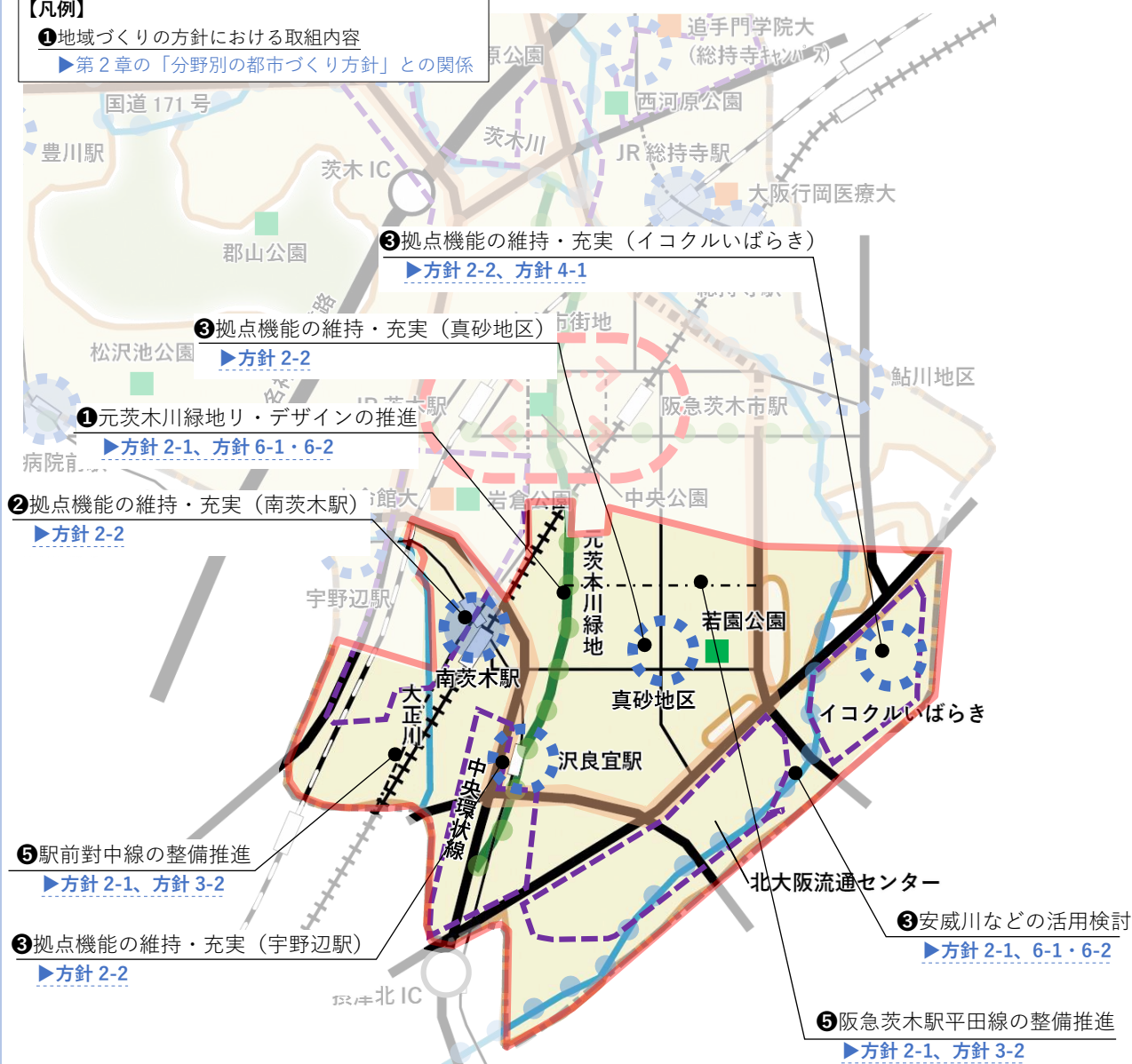
高齢者にも優しい町に
なってほしい
（30代・男性）

地域住民が快適となるような
住環境の向上が重要
（50代・男性）

地域づくりの方針図

【凡例】

- ①地域づくりの方針における取組内容
▶第2章の「分野別の都市づくり方針」との関係



凡例

- | | |
|--------|-----------|
| 国土幹線道路 | みどり・田園ゾーン |
| 主要幹線道路 | 市街地ゾーン |
| 地域幹線道路 | 水と緑の軸 |
| 河川 | 山とまちをつなぐ軸 |
| 公園・緑地 | 地域拠点 |
| 大学 | 生活拠点 |
| 産業集積地 | |

《地域全体に係る事項》

- ①都市における貴重な緑の保全
(みどり・田園ゾーン)
▶方針 1-1、方針 6-1
- ③生活圏での暮らしの質の向上
(市街地ゾーン・居住誘導区域)
▶方針 1-1・1-2、方針 5-2
- ④交通ネットワークの機能充実
▶方針 2-1、方針 3-1・3-2・3-3

(5) 中心市街地

■地域の魅力・特性

- ・中心市街地には、人々が集まり、広域的な交通アクセスを担う JR 茨木駅と阪急茨木市駅（2 コア）が東西に位置しています。両駅前の西口では駅前ビルなどの老朽化が進み、再整備に向けた取組が進められています。
- ・その両駅間をつなぐ中央通り・東西通りの東西軸（モール）の中間地点には、緑が集積した中央公園など（パーク）があります。元茨木川緑地は全長 5 km の緑地帯で、散歩や花見などが楽しめる市民の安らぎの空間となっており、文化・子育て複合施設「おにクル」は多様な機能が組み合わせられた施設で、さまざまな活動が創出される新たなシンボルとなっています。
- ・また、立命館大学大阪いばらきキャンパスと岩倉公園（防災公園）が一体的に整備され、新棟が建設されるなど、学生や親子連れで賑わっています。
- ・この「2 コア 1 パーク&モール」の都市構造を活かした「ひと中心」の居心地がよいまちなか形成に向け、多様な主体による活動の創出を進めています。



おにクル



JR 茨木駅



阪急茨木市駅



岩倉公園

■目指す地域のイメージ（第 1 章の「暮らしのイメージ」との関係）

- 山とまちとの往来をきっかけに、さまざまな活動や交流が生まれている・・・【イメージ②】
- 茨木らしいまちの楽しみ方や使い方ができ、思い思いに過ごすことができる・・・【イメージ③】

■地域づくりの方針（第 1 章の「都市づくり戦略」との関係）

- ① 2 コア 1 パーク&モールの都市構造を活かした「ひと中心」の居心地がよいまちなか形成・・・【戦略 1-(1)-①】
▶市街地ゾーン（都市機能誘導区域）
- ② 駅前ならではの質の高い都市機能の誘導（2 コア）・・・【戦略 1-(1)-①】
▶都市拠点（JR 茨木駅、阪急茨木市駅）
- ③ 既存ストックや公共空間活用による魅力ある都市空間の創出（1 パーク）・・・【戦略 1-(1)-①】
▶都市拠点（中央公園、元茨木川緑地、文化・子育て複合施設「おにクル」、市道市役所前線）
- ④ 2 つのコアを結ぶ歩きたくなる空間デザインのストリートの創出（モール）・・・【戦略 1-(1)-①】
▶ひと中心の賑わい軸（中央通り、東西通り）
- ⑤ 山とまちのつながりや賑わいを広げる取組の推進（“人と活動”をつなぐ）・・・【戦略 1-(3)-③】
▶都市拠点（文化・子育て複合施設「おにクル」）

■地域に対する市民の声（これからの茨木の都市づくりを考えるオープンハウスより）

休憩できる場所やカフェを増やして賑わいを生んでほしい
(50 代・女性)

買い物ついでに病院に行きたい
(70 代以上・男性)

人が多く集まる場所なので防災拠点が必要
(40 代・女性)

道路沿いなどみどりを増やしてほしい
(70 代以上・女性)

歩きやすい道になってくれたらと思う
(20 代・女性)

駅間（JR と阪急）を行きやすくしてほしい
(60 代・男性)

■第4章の構成と各章との関連性について

第4章の構成と第1章との関連性を以下に示します。

第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

○都市づくり戦略



第4章 共創のまちづくりの進め方

1 共創のまちづくりの進め方

- (1) 魅力的な“場”の創出に向けた仕組みづくり
- (2) 活動や関係を生み出す体制づくり
- (3) まちの将来像や価値観への共有・共感を広げる取組の推進
- (4) 大学との連携による地域課題などへのアプローチの推進
- (5) 事業者との連携による地域課題などへのアプローチの推進

2 地域づくりの進め方

- (1) 地域づくりを知るための情報の提供
- (2) 市民が参加する多様な機会の提供
- (3) 地域づくりに主体的に取り組む組織の育成・支援
- (4) 地域住民による自主的なまちのルールづくりの支援
- (5) 地域づくりの熟度に応じた地域別構想への位置づけ
- (6) エリアマネジメントの推進

3 計画の進捗管理と見直しの方針

- (1) 計画の進捗管理
- (2) 見直しの方針

第4章

共創のまちづくりの進め方

1 共創のまちづくりの進め方

(1) 魅力的な“場”の創出に向けた仕組みづくり

私たちが暮らすまちには、自宅や学校、職場などの日頃行き来することが多い場所以外にも、商店や集会所、公共施設があり、屋外でも道路や路地、公園などの「空間」があり、暮らす人や本市を訪れる人たちにとって居心地の良い空間に変え、居場所を創出することが重要です。また、居心地の良い空間が増えることで、暮らしの質も高まることが期待されます。

○プレイスメイキング

- ・「プレイスメイキング」とは、公共施設などを活用した居心地の良い空間づくりを通して、都市生活を豊かなものとし、そこから生まれる賑わいや魅力がまちの価値を高めるという考え方です。

○公共空間活用に向けた社会実験などの試行

- ・本市では市民会館跡地エリアにおける、「IBALAB@広場」、「元茨木川緑地」、道路空間を活用した「みちクル」「IBARAKI STREET ACTION」、ダムパークいばきた開業に向けた「ダムチャレ」など、多様な主体とともに場の活用に向けた社会実験を数多く実践してきました。
- ・今後も、市民や事業者などの、たくさんの“やってみたい”を、楽しみながら取り組める開かれた場として、社会実験を継続していきます。



IBARAKI STREET ACTION

(2) 活動や関係を生み出す体制づくり

これまで培ってきた経験や各地で進んでいる先進的な取組を参考に、事業者による公共空間の整備・活用や施設整備・管理運営など、事業者の活力を活かした都市づくりを促進するために、既存制度の活用を進めると共に、新たな制度の導入・活用などを検討します。

○都市再生推進法人制度

- ・都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う団体指定するものです。

■都市再生推進法人のメリット

- ・まちづくりの担い手として、公的位置付けを付与
- ・市町村に対する都市再生整備計画の提案が可能
- ・都市利便増進協定を締結することが可能

■実施する事業イメージ

- ・オープンカフェ
- ・自転車協働利用事業
- ・広告塔等の整備管理
- ・まちなか美化清掃活動
- ・歩行者天国等でのイベント開催 等

○まちづくり会社 FIC 株式会社の取組

- ・魅力ある商業機能や居心地の良い空間の創出を図るため、茨木商工会議所・市内大学・事業所・市などが出資して、まちづくり会社を設立し、公共や民間単独では実施が困難な「空き店舗などを活用した店舗設置・誘致事業」や「道路空間活用事業」などを実施しています。



えきまえマルシェ
(JR 茨木駅東口 いばらきスカイパレット)

(3) まちの将来像や価値観への共有・共感を広げる取組の推進

共創のまちづくりを進めるにあたっては、多様な主体と将来像や価値観を共有するとともに、共感を広げていくことが重要です。考え方や活動の様子をまとめ、発信することで、興味や関心を持ってもらい、活動する人々の裾野を広げる取組を推進します。

○次なる茨木グランドデザインとイバラキクラウド

- ・多様な主体による人と活動のネットワークの構築を目指した、ゆるやかなプラットフォーム「イバラキクラウド」を掲げ、まちづくりへの関わりしるを増やす取組を行っています。

○ひと中心の茨木まちなか戦略のコンセプトブック「茨木まちなかスタイル」

- ・ひと中心のまちなかの実現に向け、多様な主体との価値観の共有・共感を広げるため、まちなかを楽しみ、使いこなすための考え方、ものの見方、行動のヒントをまとめたコンセプトブックを作成し、さまざまな場でコミュニケーションを行っています。

○北部地域の課題解決に向けた仕組みをデザインする「いばきたデザインプロジェクト」

- ・地域で暮らしている方々をはじめ、地域で活動する団体、大学やクリエイターなど地域内外の人たちが地域に関心を持ち、課題や魅力の可視化を行うなど、課題解決の「仕組み」をデザインする取組を進めています。



(4) 大学との連携による地域課題などへのアプローチの推進

市内に5つの大学を有するという魅力・強みを活かし、大学のもつ研究・調査機能などの知的資源と大学生の関わりにより、地域課題の解決に繋がるまちづくりを進めます。

また、立命館大学と追手門学院大学においては、学部の新設や移転に伴うさらなるキャンパス整備が進められ、さらなる連携が期待されます。

○立命館大学との連携

- ・中心市街地における公共空間のあり方など、都市デザインに関する提案について、発表会やパネル展示を実施しています。

○追手門学院大学との連携

- ・太田東芝地区における地域住民とのワークショップなどへの参画を行っています。

○大阪大学との連携

- ・山手台地区における地域住民とのコミュニティ醸成に向けた取組を実施しています。
- ・北部地域におけるフィールドワークを通じた地域資源のカルテの作成を行っています。



発表会



ワークショップ



フィールドワーク

(5) 事業者との連携による地域課題などへのアプローチの推進

事業者のもつ資金やノウハウを活かした公民連携や新たな都市づくりにおいて進出した事業者による地域貢献の取組を推進します。

○公民連携の分類

連携類型	相手方	具体例	備考（実施・支援制度等）
協働型	市民等	自治会等の地域活動との連携	・ いばらき協働基本指針・計画 ・ 提案公募型公益活動支援事業補助制度
		テーマ型の市民活動との連携	
	大学（学生）	学生による地域貢献活動との連携	・ 提案公募型公益活動支援事業補助制度（学生等連携事業）
		知的資材を活用した事業の共同実施等の連携	
	事業者	事業者のCSR活動（※）との連携（※地域貢献活動を通じた地域課題解決）	・ 公民連携推進ガイドライン（公民連携民間提案制度）
公共サービス型	事業者	事業者のノウハウを活用した行政サービスの提供 ※業務委託（市民サービス提供の委託、内部事務委託等）	行政主導による実施 ・ 茨木市行財政改革指針 ・ 茨木市アウトソーシング指針等
			事業者からの提案を端緒とした事業化 ・ 公民連携推進ガイドライン（公民連携民間提案制度）
公有財産活用型	事業者	市有財産等の有効活用による市民サービスの向上や新たな財源の確保等 ※特定管理者制度、公有地貸付・売却、ネーミングライツ、広告事業等	行政主導による実施 ・ 市有財産利活用方針 ・ PPP手法導入指針等
			事業者からの提案を端緒とした事業化 ・ 市有財産等の有効活用に係る民間提案制度（令和3年（2021年）9月～）

出典）茨木市公民連携ガイドライン（民間提案制度実施要領）より

○南目垣・東野々宮地区「イコクルいばらき」の地域貢献

- ・ 進出事業者による、緊急時避難や防災協定の締結など防災面での取組や、地域に開かれた施設整備が実施されています。

○ダムパークいばきたコミュニティによるエリアマネジメント

- ・ 山とまちをつなぐ存在としてのエリアマネジメント組織「ダムパークいばきたコミュニティ」を立ち上げ、ダムパークいばきた内で、地域課題の解決を視野に入れた、まき割りやツリーイングなど山の資源を使った活動が実施されています。
- ・ 指定管理者制度を活かし、地域活性化に向けた活動者からの提案やイベントを、アドバイス・支援しながら活動をしています。



まちびらきイベント



ダムパークいばきたフェスティバル

2 地域づくりの進め方

本市は、地勢や市街地の形成時期の違いなどから地域によって特徴や課題が異なっており、都市づくりにあたっては、地域ごとの特性に応じたきめ細やかな取組を積み重ねていくことが必要となっています。

そのため、市民の暮らしの最も身近な生活空間である「地域」をより良くするためのさまざまな活動として、「地域づくり」の視点が重要になってきます。

地域住民が主体となって住環境の改善やコミュニティの形成などを進める活動を支援することにより、暮らしの質の向上や地域の愛着醸成につなげていきます。

	地域住民	行政	大学・事業者 ・地域外の人 (関係人口・活動人口)
構想・計画づくり	①地域づくりを知る ・広報やホームページ、SNS などの情報収集 等 ②さまざまな取組に参加する ・地域づくりに関するアンケートへの協力、イベントなどへの参加 等	①地域づくりを知るための情報の提供 ・広報やホームページ、SNS などでの情報発信、出前講座 等 ②市民が参加する多様な機会の提供 ・地域づくりに関するアンケートの実施、イベントなどの開催 等	
	③地域づくりを考える ・組織の立ち上げ、構想・計画づくりの検討 等 ④実現に向けて考える ・ルールづくりに向けた検討、活動や事業の実施に向けた検討 等	③地域づくりに主体的に取り組む組織の育成・支援 ・組織の育成・支援、構想・計画づくりの検討支援 等 ④地域住民による自主的なまちのルールづくりの支援 ・ルールづくりに向けた検討支援、活動や事業の実施に向けた検討支援 等	地域づくり活動 への支援・関わり
実現に向けて	⑤ルールを決定する ・ルールの適用と遵守 等 ⑥活動や事業を実施する ・活動や事業の実施、組織の運営 等	⑤地域づくりの熟度に応じた地域別構想への位置づけ ・地域別構想への位置づけ、都市計画制度の決定 等 ⑥エリアマネジメントの推進 ・活動や事業の実施支援、組織の運営に関わる各種支援 等	

(1) 地域づくりを知るための情報の提供

地域づくりのきっかけを知るための情報発信や地域での勉強会、学校教育との連携など自主的な地域づくり活動の芽を育てるための機会を提供しています。

○広報などによる情報発信

- ・ 広報いばらきやホームページのほか、茨木市公式総合アプリ「いばライフ」、公式フェイスブック、X（エックス）などの SNS を活用した内容に応じた積極的な情報発信を行っています。



いばライフ

○出前講座などによる学びの機会

- ・ 地域住民への都市計画に関する勉強会などのほか、次世代を担う大学生や高校生、小学生などを対象と授業の実施など、まちづくりの学びの機会を設けています。



出前講座

(2) 市民が参加する多様な機会の提供

まちづくりの活動の輪を広げるには、多くの市民がまちづくりへの関心を持つとともに、活動している市民や団体同士が連携や参加のハードルを下げるきっかけづくり、楽しめるテーマ型の企画など、新たな取組を展開していくことが必要です。

そのため、市では、まちづくりに関する意見交換を通じて人と人のつながりが増え、共感が生まれる「交流の場」を提供しています。

○太田知恵の和

- ・ 太田知恵の和では、魅力的で持続可能なまちの実現に向け、東芝工場跡地での新しいまちづくりを契機として、地域住民が太田地区のことを知り、つながることで、自分たちに何ができるかを考える「場（プラットフォーム）」として立ち上がり、現在、地域住民と追手門学院大学を中心に、地域主体のさまざまな取組を進めています。



まちあるき



ワークショップ



スポーツによる多世代交流

(3) 地域づくりに主体的に取り組む組織の育成・支援

市民が自発的・主体的に都市づくりの提案ができるよう、都市づくりに関わる幅広い活動を支える各種組織・団体の育成や活動の支援を進めるとともに、コミュニティの活性化につながる新たな活動者や団体の発掘・活用を図ります。

○山手台地区における地域づくりの取組

- ・高齢化が先行して進む郊外部の一団の住宅地（山手台）において、地域課題の解決に向け、茨木市山手台地区の活性化のためのコミュニティづくりの一環として、茨木市山手台街づくり協議会が主催して「山手台マルシェ」を実施しています。
- ・また、大学のネットワークを活かし、地域活性化に向けた民間提案や地域イベントへの参画を行っています。



山手台地区（山手台マルシェ）

(4) 地域住民による自主的なまちのルールづくりの支援

まちなみや居住環境を維持するために建築物の高さを定めたり、建築物の用途を制限するなど、都市計画法による用途地域のルールに加え、地域の状況に応じた細やかな都市づくりのルールを定める仕組みとして地区計画や建築協定があります。また、景観協定など自分たちの住む地域の良好な景観づくりのためのルールを作る仕組みもあります。これらのルールにより、住環境の保全はもとより最近では、一定の条件を満たせば住宅地にコンビニなどが建築できるといった地域の維持に寄与する用途緩和なども可能になってきています。

これらの仕組みを活用し、地域住民の方々が自主的に地域の都市づくりの目標や将来像を話し合い、建築物の建て方などに関する具体的なルールづくりに取り組むことは、地域づくりを進めていくうえで大変有効であると考えます。

本市では、このようなルールづくりに対し、継続的な協議の場の組織化や勉強会などの開催、都市づくりの専門家の派遣などによる、地域住民の合意形成などについて支援しています。

○まちづくりアドバイザー派遣制度

- ・地域住民主体のまちづくりを進めるため、地域に都市計画やまちづくりの専門家などを派遣する制度を設け、初動期のまちづくり活動を支援しています。
- ・山手台5・6丁目地区では、建築協定の失効を契機に、地域主体の勉強会が行われ、街づくりガイドラインが作成されました。



街づくりガイドライン
(山手台5・6丁目)

(5) 地域づくりの熟度に応じた地域別構想への位置づけ

地域づくりにおいては、地域住民が主体となり、課題や今後の方向性などについて、勉強会や話し合いなどにより、認識を共有していくことが必要です。

そのうえで、地域の課題解決や魅力向上に向け、都市計画制度を活用する場合には、行政や専門家の支援や大学・事業者の知見などを踏まえ、地域づくりのあり方を検討するとともに、「地域別構想」に位置づけたうえで、取り組んでいくこととします。

特に、市街化調整区域の土地利用にあたっては、地域住民間で合意形成が図られ、計画的な土地利用に向けて熟度が高まった地域を、地域別構想に新たに位置づけ、地区計画の内容の検討から実現までの過程において、地域住民主体で取り組んでいくことを基本とします。

○南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）におけるまちづくり

- ・地域の地権者を中心に、将来の土地利用についての勉強会を積み重ね、地域住民間での合意形成が図られた上で、市街化区域に編入し、地域の魅力向上に資する土地利用（商業・物流）を土地区画整理事業によって実施しました。



勉強会の様子

(6) エリアマネジメントの推進

地域づくりに向けては、地域が一体となって、さまざまな活動を総合的に進めていくことが必要です。また、近年では地域の問題も多様化しつつあり、その解決方法もさまざまになりつつあることから、行政主導ではなく地域住民や事業者など、地域の担い手の主体的な取組が重要となっています。

地域住民などが活動メンバーとして主体的に参画するだけでなく、地域住民や事業者などのほかに、必要に応じて行政や専門家・他組織などと関わりながら進めていきます。

○太田東芝地区におけるエリアマネジメントに向けた取組

- ・「エリアマネジメント」とは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、地域住民・事業者・地権者などによる主体的な取組のことです。
- ・東芝工場跡地における商業、大学、住宅などによる複合開発による新たなまちづくりを契機に、地域住民、事業者、大学による「茨木太田タウンマネジメント協議会」が設定され、防災や安全・安心をテーマにした活動が行われています。



清掃活動

3 計画の進捗管理と見直しの方針

近年の社会の変化や技術の革新は急速であるとともに、人口減少社会をはじめて経験する時代において、将来を確実に見通すことは難しい状況にあります。常に変化に目を向け、都市のあり方を考察・検討し、用途地域などの地域地区や都市施設の計画などについて、必要な見直しを行うことがますます重要になってきています。

そのため、土地利用に関する都市計画の適宜・適切な見直しを進めるとともに、道路などの都市計画施設などについても、必要な整備を計画的に進める一方で、必要性・実現性などの観点から評価を行い、都市計画の見直しを検討します。

また、都市づくりに関する事業は、事業期間が長期にわたるものや、事業者などの活動を誘導することで徐々にまちの変化を促すものが多くあるため、短期間での定量的な成果測定は難しい面があります。

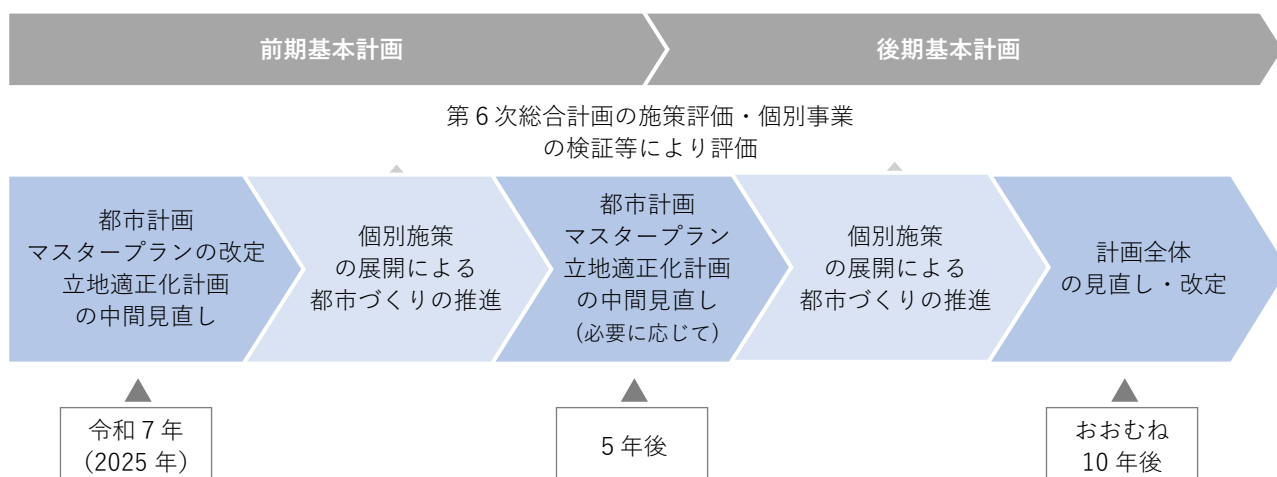
そのため、具体的な個別事業の推進においては、立地適正化計画の指標の状況や総合計画と連携した施策評価により進捗管理や見直しを行うとともに、将来ビジョンの実現につながる取組となっているかどうかを意識する必要性があり、定性的な評価をしながら計画を推進することが重要です。

(1) 計画の進捗管理

将来ビジョンを実現するため、第6次総合計画と連動した施策評価を行うとともに、総合交通戦略や緑の基本計画、景観計画など、都市計画マスタープランに基づく関連計画の推進状況や見直し状況も確認して、計画の進捗管理を行います。

(2) 見直しの方針

第6次総合計画が5年後に後期基本計画へ移行するにあわせ、都市計画マスタープランについても、その間の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて施策の中間見直しを行います。おおむね10年後には市民や学識経験者、関係機関の意見などを踏まえて評価を行い、計画全体を見直すこととします。



参考資料

策定までの経過・用語集

1 策定までの経過

■策定までの経過

日 付	会議等	検討内容等
令和4年度（2022年度）		
9月	市民意識調査の実施	・9月29日～10月21日、回収率：41.4%（1,242票）
1月26日	都市計画審議会（第2回）	・茨木市都市計画審議会常務委員会の設置について ・都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画、中間見直しに向けた取組について
令和5年度（2023年度）		
5月18日	庁内連絡協議会	・スケジュールと検討体制について ・改定骨子案について
5月22日	常務委員会（第1回）	・スケジュールと検討体制について ・改定骨子案について
7月10日	都市計画審議会（第1回）	・常務委員会での議論の状況について報告
11月6日	常務委員会（第2回）	・前回常務委員会における主な意見と市の考え方について ・都市計画マスタープランの改定骨子案（第2章～第3章）について
1月29日	都市計画審議会（第2回）	・常務委員会での議論の状況について報告
3月28日	常務委員会（第3回）	・前回常務委員会における主な意見と市の考え方について ・都市計画マスタープランの素案（序章～第3章）及び骨子案（第4章）について
2月	WEBアンケートの実施	・1月28日～2月18日（44件）
2月	オープンハウスの実施	・2月4日 おにクル（参加者：187人） ・2月7日 イオンタウン茨木太田（参加者：41人） ・2月14日 イオンモール茨木（参加者：66人） ・2月17日 市役所南館（参加者：25人） 【計319人】
令和6年度（2024年度）		
5月16日	庁内連絡協議会	・都市計画マスタープランの検討状況について
5月20日	庁内意見照会	・都市計画マスタープラン（素案）について
7月4日	常務委員会（第1回）	・前回常務委員会等における主な意見と市の考え方について ・都市計画マスタープラン（素案）について
7月17日	都市計画審議会（第1回）	・常務委員会での議論の状況について報告
8月15日	委員個別意見徴取	・都市計画マスタープラン（素案）について
10月21日	常務委員会（第2回）	・前回常務委員会等における主な意見と市の考え方について ・都市計画マスタープラン（案）について
11月13日	都市計画審議会（第2回）	・常務委員会での議論の状況について報告
11月下旬	政策推進会議	・パブリックコメント案の報告
11月下旬	パブリックコメント	・11月27日～12月26日（予定）
2月予定	都市計画審議会（第3回）	・都市計画マスタープランの答申案について
3月予定	政策推進会議	・公表報告

■茨木市都市計画審議会・常務委員会委員（令和5年度から令和6年度までの在籍委員）

区分	氏名	職・経歴	備考
学識経験者	澤木 昌典	大阪大学名誉教授	会長
	吉田 友彦	立命館大学政策科学部教授	副会長
	岡井 有佳	立命館大学理工学部教授	
	長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師	
	吉田 長裕	大阪公立大学大学院工学研究科准教授	
	富田 陽子	弁護士	
	栗尾 尚孝	茨木商工会議所副会頭	
市議会議員 (都市計画審議会のみ)	下野 巖	市議会議長	令和5年度
	長谷川 浩		令和6年度
	安孫子 浩子	市議会副議長	令和5年度
	稲葉 通宣		令和6年度
	朝田 充	市議会議員	令和5年度
	下野 巖		令和5～6年度
	大村 卓司		令和5～6年度
	安孫子 浩子		令和5年度
	長谷川 浩		令和5～6年度
	円藤 こずえ		令和5年度
	下野 巖		令和5年度
	塚 理		令和5年度
	山下 慶喜		令和5年度
	桂 睦子		令和5年度
	河本 光宏		令和5年度
	福丸 孝之		令和6年度
	大嶺 さやか		令和6年度
	米川 勝利		令和6年度
	岩本 守		令和6年度
	西本 睦子		令和6年度
	坂口 康博		令和6年度
関係行政機関の職員	小山 卓爾郎	茨木土木事務所長	
市民	諸橋 理江		
	藤本 尚久		
専門委員 (常務委員会のみ)	石原 凌河	龍谷大学政策学部准教授	防災
	加我 宏之	大阪公立大学大学院農学研究科教授	みどり
	松本 邦彦	大阪大学大学院工学研究科助教	地域づくり

2 用語集

★は現行計画から追加した用語

あ行

インフラ

インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、河川等の産業や生活の基盤となる施設。

ウェルビーイング（Well-being）★

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。豊かさ、幸福。

ウォークアブル ★

居心地が良く歩きたくなる環境であること。世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から“ひと中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取り組みが進められている。

エリアマネジメント

一定のエリアを対象として、開発だけでなくその後の維持管理・運営まで考えながら、行政主導ではなく住民・事業主・地権者等が幅広くかつ主体的に取り組むことにより、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための手法。

オープンスペース ★

公園・広場、河川、山林など、建物によって覆われていない土地の総称。また、市街地では建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間。

オープンハウス ★

説明パネル等の展示とあわせ、担当者が、参加者からの質問や意見等に随時対応する形式の説明会のこと。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、対流圏オゾン、メ

タンなどが該当する。

オンデマンド交通 ★

経路・乗降地点・時刻のいずれか、あるいは、すべてに柔軟性を持たせることで、利用者の要求に応じて運行する乗合型の公共交通サービス形態。

か行

カーボンニュートラル（炭素中立）★

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルをめざすことを宣言しており、その達成のためには、温室効果ガスの排出削減・吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

開発許可制度 ★

無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保・維持するための都市計画法第 29 条に基づく都市計画制限の一種。

関係人口 ★

移住してきた定住人口や観光で訪れた交流人口ではない、地域に多様に関わる人々（地域内にルーツがある人、過去に勤務や滞在をしたことがある人など）をさす場合に使用。

既成市街地

一般には、都市において既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成される地域のこと。

既存ストック

これまでに整備されてきた市街地やその中の建築物、土地、道路、公園などの都市施設全般のこと。

協働

市民、事業者・NPO、行政などが、公平な役割分担のもとに、協力しあいながら取り組む活動のこと。

居住誘導区域 ★

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

近隣住区

1924年にC.ペリーによって体系化された住宅地の単位。1つの小学校を必要とする人口規模を幹線道路によって囲い、その範囲内にコミュニティを指させる小学校、境界、コミュニティセンター、公園等を配置する。

区域区分 ★

都市計画によって、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

グリーンインフラ ★

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組。

景観行政団体 ★

景観計画の策定など景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体であり都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村を指す。

景観協定

地域に合った地域のより良い景観の維持・増進を図るために、景観計画で定められた制限を加えることが可能な景観法に基づく制度（景観計画の内容を緩和することは出来ない）。なお、土地所有者全員の合意が必要であり、有効期限も設けることとなっている。

景観計画

景観行政団体が、良好な景観形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項（行為ごとの景観形成基準）等を定め、届出、勧告等により、景観上の規制誘導を行っていくもの。

建築協定 ★

住宅地としての環境または商業地としての利便を高度に維持・増進するなど、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するための建築基準法に基づく制度。

交通結節機能（交通結節点）

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎできる機能とその施設。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。

高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

交流人口 ★

定住人口ともいわれる住所地人口とは異なり、通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流によりその地を訪れた人口のこと。

国土軸 ★

文化と生活様式を創造するための基礎的条件である気候、風土、文化蓄積、アジア、太平洋地域に占める地理的特性において共通性を有する地域の連なりからなり、国土の縦断方向に形成される軸上の圏域。

本市は、国土軸のうち、太平洋ベルト地帯（第一国土軸）とその周辺地域である「西日本国土軸」と新名神高速道路や京奈和自動車道などで形成される、おおむね府外の外周を通る広域レベルの軸である「関西大環状軸」の軸線上にある。

コミュニティ

日常生活を通じ住民相互の交流が図られる地域社会や地域共同体的こと。

コンパクト・プラス・ネットワーク ★

人口減少社会において、それぞれの地域内において各種機能をコンパクトに集約すると同時

に、各地域が公共交通等のネットワークでつながることによって、一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持すること。

さ行

サードプレイス

アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグが提唱したもので、人は人生において、「第1の居場所」である家族、「第2の居場所」である職場や学校のほかに、「第3の居場所」として居心地が良い場所が必要であるという概念。そこに行けば誰かとゆるやかに交流できる、コミュニティの核となる場所が都市の魅力を高め、豊かな生活をもたらすとされている。

サーキュラーエコノミー（循環経済）★

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。

サスティナブル★

「持続可能な」「ずっと続けていける」という意味。

再生可能エネルギー

電気のエネルギー源として、永続的に利用されることが認められている太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスをさす。

里山

二次林、農地、ため池などから構成され、多様な動植物の生息・生育空間となっており、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。

里地里山★

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

シェアオフィス

ひとつの大きな空間を異なる複数企業や個人

がシェアして使うオフィス。

シェアモビリティ★

自動車や自転車、電動スクーターなどの乗り物を複数の人が共有して利用する移動手段をさす。

市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地再開発事業★

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。自業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。

市街地整備★

土地区画整理事業や市街地再開発事業で、都市の再生や再構築を行うこと。

事前復興★

復興事前準備の取組に加え、被災後の復興事業の困難さを考え、災害が発生した際のことを想定して、被害を最小化するための都市計画や街づくりを推進し、事前に復興まちづくりを実現することで、災害に強いまちにしておくこと。

住工混在★

住宅と工場が、ある限られた地域で混在している状態。工場の操業停止や転出等により生じた工場跡地にマンション等が立地することによって形成される事例がある。

所有者不明土地★

相続等の際に土地の所有者についての登記が行われていないなどの理由により、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない土地、又は所有者が分かっているにもかかわらずその所在が不明で所

有者に連絡がつかない土地のこと。管理されず放置された土地は、周辺の環境や治安の悪化を招いたり、防災対策や開発などの妨げになったりする。

社会実験 ★

新たな施策や技術等を導入する前に、地域や期間を限定した実験を行い、その効果や問題点を明らかにすること。

生活圏 ★

人が行動する範囲・地域を指し、日常生活とその延長（遠出しない余暇など）を営む空間。空間の大きさは、個人の考え方や移動の自由、生活スタイルなど、圏域を設定する目的により、その定義は異なり、一律には定義はできない。

生産緑地

生産緑地法に基づき、農業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、市街化区域内の農地を保全するために都市計画に定めるもの。

成熟社会 ★

量的拡大を追求してきた社会に対し、財政的な制約が高まる中で、成長によって得た物質的豊かさを維持しつつ、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する社会と捉える。

生物多様性 ★

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、たくさんの種類の動植物がいる「種の多様性」、森林・里地里山などさまざまな環境がある「生態系の多様性」、同じ種類でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があり、これら3つの多様性が深く結びつくことで、多くの生きものが暮らしています。

総合計画

長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。

ソーシャル・キャピタル

「Social capital（社会関係資本）」。人々の協働行動が活性化することにより社会の効率性を高めることができる。信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の特徴。

ゾーニング ★

土地利用計画において、用途ごとに区分された一団の地域又は地区。

た行

大規模集客施設 ★

劇場、映画館、演劇場若しくは観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊技場、そのほかこれらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの。

脱炭素社会 ★

地球温暖化の原因と考えられる二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする社会。

地域地区 ★

都市計画法に基づく都市計画の一種で、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに必要な制限を課して、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現するための制度。

地域コミュニティ ★

地域住民が、生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携などを基盤としたそのほかのコミュニティと区別する。

地球温暖化

二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大等、人や環境へのさまざまなリスク

が増大することが予測されている。

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。

地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

長期優良住宅

環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る負担を軽減するなど、長期にわたり良好な状態で使用するための構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。

長寿命化

施設の予防保全的な管理及び計画的な改善等により既存ストックを最大限活用し、事故の未然防止及び耐用年数の延伸によるライフサイクルコストの最小化を図ること。

定住人口 ★

その地域に定住している人口のこと。夜間人口とほぼ同一になる。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。「未利用地」の具体例としては、空き地、空家、空き店舗、工場跡地等が挙げられ、「低利用地」としては、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場等が挙げられる。

田園都市 ★

19世紀末にイギリスの都市計画課エベネザー・ハワードが提唱した都市計画の理念で、都市の利便性と農村の自然環境を融合させた理想的

な都市を意味する。

特定生産緑地

生産緑地の指定から30年経過し効力を失う農地について、所有者の意向をもとに、10年ごとの更新制として良好な農業環境を継続することができる農地。

都市再生推進法人 ★

都市再生特別措置法に基づき、市町村が指定する地域のまちづくりを担う法人。都市再生整備計画の提案、エリアマネジメント融資等ができる。

都市機能 ★

都市の持つさまざまな働きやサービスのことで、商業・業務、住宅、工業等の諸活動によって担われる。

都市機能誘導区域 ★

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市基盤施設

都市の骨格を形成、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための施設。

都市空間 ★

都市活動の場となる空間。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、市民が安全で、住みやすく、働きやすい都市をめざして策定するもの。

都市計画区域 ★

自然的、社会的条件等を勘案して、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。本市は、北部大阪都市計画区域に指定されている。

都市計画区域マスタープラン

都道府県が市町村との役割分担のもと、広域的、根幹的な視点から都市計画の目標、区域区分、主要な都市計画の決定等、都市計画の基本的な考え方を定めたもの。

都市計画提案制度 ★

土地所有者やまちづくりNPO、まちづくりのための開発事業の経験知識のある団体等が、一定の条件を、満たした場合、必要とする都市計画の決定や変更について、都道府県市町村又は市町村に提案を行うことができる制度。

都市計画道路

都市計画において定められる都市施設で、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

都市計画マスタープラン

市町村は、市町村の建設に関する基本構想（総合計画）及び都市計画区域マスタープランに即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとされている。市町村が地域に密着した都市計画を進めるうえで、創意工夫の下に住民の意見を反映させて、都市づくりに関して具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、整備方針などを自らの都市計画のマスタープランとして総合的に定めたもの。

都市構造 ★

都市を形づくっている交通ネットワークや土地利用等の物理的な構造で都市間の骨組みとなるもの。

都市施設 ★

道路、公園・緑地、下水道など、都市での生活や生産活動を繰り広げるうえで共同で利用する根幹的な施設のことで、都市の骨組みを形づくっている。

土地区画整理事業

都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・

公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

ネイチャーポジティブ（自然再興） ★

用語に関する厳密な定義は定まっていないが、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」という基本認識は一致しており、「G7 2030 年自然協約」や、昆明・モントリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられている。

ネイチャー・ベースド・ソリューション（自然を活用した解決策） ★

Nature-based Solutions の略。社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらず、自然又は改変された生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動のこと。

は行

パークマネジメント ★

公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、市民・NPO・企業と連携しながら整備、管理していくこと。

ハード対策・ソフト対策★

ハード対策は、施策の目的を達成するために道路やダム建設など「モノをつくる」対策のこと。対してソフト対策は、制度など「モノづくりの仕組み」や「モノの利活用」の面からの対策のこと。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所・避難経路などの位置などを表示した地図。

パブリックスペース ★

個人に属さない公（おおやけ）の空間。公的に整備された空間だけでなく、一般に開放されている公共性の高い空間も含まれる。

バリアフリー

高齢者や障害者にとって障壁となる、段差等の物理的な障害が除去された空間や環境のこと。

ヒートアイランド ★

人間活動等が原因で都市の気温が周囲より高くなることで、高温域が都市を中心に島状に分布する現状。

復興事前準備 ★

平常時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。

プレイスメイキング ★

都市空間において愛着や居心地の良さといった心理的価値を伴った公共空間を創出する協働型のプロセス・デザインの理念及び手法

プラットフォーム

「地域協働の場」であり、行政のみならず、市民、企業、NPO、大学など地域の多様な主体が地域の諸課題を共有し、まちづくりを推進していく住民自治の組織手法。

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度 ★

「道路空間の街の活性化への活用」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間の創出」など、道路空間を活用してまちの賑わいの創出を行っていくため、道路法等が改正され、令和2年（2020年）度に新たに創設された制度。

防火地域・準防火地域

建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、火災の延焼を防止することを目的とする。都市の不燃化を効果的に促進するため、防災対策上重要な機能を果たすべき施設及びその周辺地域や木造密集市街地など防災上の課

題を有する地域等に指定される。

防災拠点

地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援・救護などの災害応急活動の拠点となる施設・空間のこと。

防災指針 ★

災害ハザード区域における開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じることを目的に定めるもの。

ま行

緑／みどり ★

「緑」は、周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地など、個々の緑のこと。「みどり」は、個々の緑に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペース等も含む。

モビリティマネジメント ★

当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。

や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人権等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

用途地域

秩序ある土地利用を誘導し、住居、商業、工業等、市街地の大枠としての土地利用を定めるため、都市計画法にもとづき建物用途を制限するもの。

ら行

ライフサイエンス

生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技術。大阪府では、医薬品、医療機器、再生医療等の「ライフサイエンス産業」を成長産業に位置付け、成長を促進することで、大阪産業の国際競争力のさらなる向上をめざしている。

ライドシェア ★

自動車の相乗りサービスを指し、一般のドライバーが個人の所有する車を使って、他の人を目的地まで運ぶ有償のサービスのこと。

ライフスタイル

生活の様式や営み方に加え、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方や考え方のこと。

立地適正化計画制度 ★

平成 26 年（2014 年）8 月の都市再生特別措置法の改正により人口の急激な減少と高齢化を背景として、新たに創設された制度。市町村が立地適正化計画を策定し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を定めることで、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図り、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを促進する。

リノベーション

既存建物に大規模な改修工事を行い、その機能を向上させたり価値を高めたりすること。

リモートワーク ★

会社に出社することなく、自宅等の会社のオフィス以外の場所で仕事をする事。

流域治水 ★

河川区域や氾濫域および集水域を含めた流域全体で治水を行うこと。

流通業務市街地 ★

流通業務施設（トラックターミナルや倉庫など）を集約的に立地させることにより、流通をスムーズに行うことを目的として作られた地域。

レジリエント ★

「あらゆる危機に対処する力」という意味。

わ行

ワークショップ

参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われている。

英字

M a a S（マース） ★

Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。

P F I

Private Finance Initiative の略。PFI 法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

P P P

Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と事業者が連携して行うことにより、事業者の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

S D G s ★

「Sustainable Development Goals」の略で、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された、令和 12 年（2030 年）までを期間とする国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットを定めたもの。

Z E B（ゼブ） ★

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネ

ルギー・ビルディング)の略称。快適な室内環境を実現するとともに、維持管理等を行う際に消費するエネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物。

Z E H (ゼッチ) ★

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。高断熱・高气密化、高効率設備によって使用するエネルギーを削減しながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギーがおおむねゼロ以下になる住宅。